

官報 号外 平成二十三年四月二十八日

○第一百七十七回 衆議院会議録 第十七号

平成二十三年四月二十八日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成二十三年四月二十八日

午後一時開議

第一 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会、内閣提出)

第四 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(内閣提出)

第五 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(内閣提出)

第六 職業訓練の実施等による特定求職者の支援に関する法律案(内閣提出)

第七 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会、内閣提出)

第三 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会、内閣提出)

第四 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(内閣提出)

第五 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(内閣提出)

第六 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(内閣提出)

第七 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

野田財務大臣の財政についての演説及びこれに対する質疑

日程第八 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

樹君。

〔丹羽秀樹君起立、拍手〕

○議長(横路孝弘君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。
第百二十二番、愛知県第六区選出議員、丹羽秀樹君。

日程第四 東日本大震災による被害を受けた公土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、承諾することに決まりました。

日程第一 民法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第二 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会、内閣提出)(參議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、民法等の一部を改正する法律案、日程第二、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案、右両案を括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長奥田建

改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。
第一に、民法について、二年以内の親権停止制度を創設し、親権喪失等の請求権者を見直すことと、法人または複数の未成年後見人の選任を可能とすること、また、親権が子の利益のために行われるものであることを明確にすること等としております。

第二に、児童福祉法について、施設入所中の児童等に対して施設長がとる措置について、親権者は不当に妨げてはならないこととすること、児童相談所長は、一時保護中または里親委託中の児童等で親権者がいないものについて親権を行うこと等としております。

本案は、去る四月十二日本委員会に付託され、十三日江田法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日から質疑に入りました。二十日には、参考人から意見を聴取るとともに、青少年問題に関する特別委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を行い、二十六日、質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○奥田建君 (奥田建君登壇)
ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、民法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法、児童福祉法等を

権を有する場合等について定めようとするものであります。

本案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となっていたもので、去る四月二十日、参議院において可決の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、二十六日、提案理由の説明の聽取を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るために、国際的な要素を有する財産権上の訴えに関する日本の裁判所が管轄

日程第三 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会、内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第三、図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長小平忠正君。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

○小平忠正君 (小平忠正君登壇)
ただいま議題となりました日韓図書協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、昨年八月十日の内閣総理大臣談話を受け、十一月十四日、横浜において署名されたものであり、その主な内容は、

我が国政府は、両国及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、この協定の効力発生後六ヶ月以内に大韓民国政府に対して引き渡すこと、

両国政府は、附属書に掲げる図書の引き渡しにより両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努めること等であります。

本件は、第百七十六回国会に提出されました
が、今国会に継続審査となり、一月二十四日に外務委員会に付託され、四月二十日松本外務大臣から提案理由の説明を聽取いたしました。二十二日から質疑に入り、二十七日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進め、同日、質疑を終局し、討論の後、採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第四 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案 内閣提出

○議長(横路孝弘君) 日程第四、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等

に係る工事の国等による代行に関する法律案、日程第五、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長古賀一成君。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案及び同報告書

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○古賀一成君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案について申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制等にかんがみ、国または県が、当該地方公共団体の長からの要請を受けて、漁港、砂防、港湾、道路などの公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を代行できる制度を創設するものであります。

次に、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るために、特定行政庁が区域を指定し、平成二十三年九月十一日までの間、期間を限り、建築物の建築を制限し、または禁止することができること、また、特に必要があると認めるときは、さらに二ヶ月を超えない範囲内においてその期間を延長することとするものであります。

両案は、去る四月二十六日本委員会に付託され、昨二十七日、大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案は、去る四月二十六日本委員会に付託され、昨二十七日、大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○牧義夫君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案及び同報告書

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔牧義夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。</

國務大臣の演説

○議長(横路孝弘君) 財務大臣から財政について発言を認められております。これを許します。財務大臣野田佳彦君。

(國務大臣野田佳彦君登壇)

○國務大臣(野田佳彦君) 今般、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に対応し、必要な財政措置を講ずるため、平成二十三年度補正予算を提出することといたしました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要を御説明申し上げます。

三月十一日に発生した東日本大震災は、甚大な被害をもたらしました。この災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。さらに、救助救援活動や復旧活動にかかるわる官民の関係者やボランティアなど多くの方々の尽力に敬意を表しますとともに、国際社会から寄せられている温かな支援に感謝を申し上げます。

政府としては、今日に至るまで、人命救助や安全な避難に取り組むほか、被災された方々の生活に必要不可欠な水や食料、燃料等の確保、被災地域の応急復旧などに全力を挙げてまいりました。今後、電気、ガス、水道といったライフルの復旧を急ぎ、さらに、災害廃棄物の撤去や仮設住宅の建設を進める等、引き続き、被災地域の復旧

復興のため、全力を挙げてまいります。

また、原子力発電所事故は、依然として予断を許さない状況が続いております。被害の拡大を防ぎつつ、一日も早く安定した状態を実現すべく、万全の対策を講じていくこととしております。

今国会に提出をいたしました平成二十三年度補正予算の大要について御説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算につきましては、東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上しております。また、財源については、追加の公債を発行せず、歳出の見直し等により確保しております。

まず、歳出面において、東日本大震災関係経費として四兆百五十三億円を計上し、その内訳は、災害救助等関係経費四千八百二十九億円、災害廃棄物処理事業費三千五百十九億円、災害対応公共事業関係費一兆二千九十九億円、施設費災害復旧費等四千百六十億円、災害関連融資関係経費六千四百七億円、地方交付税交付金一千二百億円、その他八千十八億円となつております。

これらの東日本大震災関係の歳出を賄うため、三兆七千億円余の歳出の減額を行うこととしており、その内訳は、子ども手当の減額二千八十三億円、高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結による影響等の減額等であります。

財政投融資計画につきましては、被災事業者の経営安定や災害復旧等のための資金需要に対応するため、この補正予算において四兆三千二百二十億円を追加することとしております。

以上、平成二十三年度補正予算の大要について御説明いたしました。

被災地域の一刻も早い復旧のため、何とぞ、閑

減額五百億円、政府開発援助等の減額五百一億円、議員歳費の減額二十二億円、経済危機対応・地域活性化予備費の減額八千百億円となつております。

なお、平成二十三年度の基礎年金国庫負担割合については、二分の一であることを法律上明記しつつ、二分の一との差額は、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることをあわせて法制化することとしております。

また、歳入面においては、高速道路の料金割引の見直しに伴う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの納付金二千五百億円等、税外収入三千五十一億円を計上しております。

これらの結果、平成二十三年度一般会計補正後の予算の総額は、一般会計当初予算に対し歳入歳出とも三千五十一億円増加し、九十二兆七千百六十億円となつております。

大臣が話されました財政演説に対する質問を行わせていただきたいと思います。(拍手)

(石原伸晃君登壇)

○石原伸晃君 自民党の石原伸晃です。

自由民主党・無所属の会を代表して、野田財務大臣が話されました財政演説に対する質問を行わせていただきたいと思います。

きょう、三月十一日のあの大震災より四十九日を迎えました。冒頭、今回の大震災によりお亡くなりになられた皆様に対しお悔やみを、また、今もなお不安な日々を送られております被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

震災以来、我が党に対しまして二億円近い義援金が寄せられ、日本赤十字社にお届けをいたしました。また、同じく我が党に寄せられました、飲料水およそ二十二万リットル、五百ミリリットルのペットボトルでおよそ四十万本、マスク二百万枚、携帯カイロ五十万个など、合計五百トンを超える援助物資を、時には我が党の国会議員がみずから運搬するトラックで、延べ八十七台、被災地の皆様方に送ることができました。御支援をいたいた国民の皆様方に、この場をおかりいたしました。

連法案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。(拍手)

國務大臣の演説に対する質疑

○議長(横路孝弘君) これより國務大臣の演説に対する質疑に入ります。石原伸晃君。

さて、この日曜日、統一地方選挙が終わりました。民主党は惨敗であります。総理、総理はこの結果をどのようにお受けとめになられておりますか。このような結果に対してだれも責任をとろうとしないことに、菅内閣そして民主党の体質が如何にあらわれているのではないでしようか。

我が党の谷垣総裁も申しております。信なくば立たず。国民の信頼を失った菅総理に、国民の先頭に立つて、この国難を打開し、東北地方だけでなく、日本を再びよみがえらせるだけの力はないといとメディアも報しております。ですから皆さんはなく、日本を再びよみがえらせるだけの力はないといとメディアも報おります。

あります。

総理と玄葉大臣に伺わせていただきたいと思います。復興再生院をつくるお気持ちがあるのか、つくらないのか。また、つくるおつもりがあるとするならば、いつ、どのような組織をお考えになつておられるのでしょうか。

さて、一次補正予算案の具体的な議論の初めに、一点申し上げたいと思います。

民主党の皆さん方のマニフェストは、無駄を排除して財源を確保する、十六・八兆円の財源なん

かすぐ出てくるよと言つておりましたが、虚構のシナリオに基づいていたために、実は、この大き

な震災があろうとなからうと、崩壊しております

た。総理は、マニフェストが実行できない理由を

この大震災のせいにするのではなくて、この場で

潔く、まず国民に、申しわけありませんでした、

どと悲劇のヒーローを氣取っているばかりで、復

興への具体的な、かつ明確なメッセージは発せら

れていないと多くの同僚議員の皆様方も思われて

いるのではないかでしょうか。総理は一体どのように

なビジョンを持ってこの国難に当たるとしているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

復興基本法の内容も揺れているような気がいたします。例えば、私たち自民党は、復興を専門と

する独立した新しい行政組織である復興再生院、これは北海道庁というような府でもいいのでありますけれども、そういう設置を提案しております。これに対しまして、民主党の皆さん方の意見

は、お話しただく人によつてどうも違うよう

今回の補正予算案は、私どもは、主に財政面に、すなわち財源面に問題があると考えております。補正予算の緊急性を考えております。

総理と玄葉大臣に伺わせていただきたいと思います。児童手当に戻り、これによって今年度だけでも六千億円強の財源が捻出されることになります。

総理は、なお子ども手当に固執されておられる

ようですが、この際、法律がなくなつたわ

けですから、完全撤回するお考えはございませんか。今、真に、本当に助けを求めていらっしゃる方があれだけ東北地方にいる中で、所得制限のな

いはらまきを続けることが本当に許されるので

しょうか。総理の見解を伺います。

また、単なるばらまきに終始し、生産性の向上

にも農業の体質強化にもつながらず、農産物の価格を低下させただけの農家への戸別所得補償制度

は、この際、全面的にこれも見直して、被災農家の補償を重点に、将来の日本の農業のあるべき姿

を念頭に置いて再編すべきと考えますが、いかが

でしょう。

今回の補正予算の最大の問題点は、実は、先ほども指摘をさせていただきましたように、年金財

源の流用であります。流用した後の手当でがなさ

れないままでは、年金積立金を食いつぶすだけ

です。これは、年金財政に悪影響を与え、年金制度の信頼性を損ない、国民の将来への不安をあおる

ことにつながります。このような厳しいときこそ、未来への希望のともしびを消してはならない

と考えます。年金財源の流用をやめるべきではありませんか。

地方に対しても私は問題があるような気がして

なりません。このような時期に、地方に過度の負担をかけるべきではないということは、これは与野党共通して認識があるのでないか。しかし、直轄負担金の地方負担、これが計上されていますが、これは取り下げるべきではありませんか。ぜひ、地方にもつと目を向けていただきたいと思います。

地方だけではありません。国際社会へのメッセージも実は今大切であります。世界じゅうの国が日本に協力してくれている中で、先ほど野田大臣も感謝の言葉を述べられていましたけれども、そんな中でODAを削減することは、国際社会に背を向けることになると私は考えます。ODAの削減というものは撤回していただけませんでしょうか。

そして、最大の私どもの疑問は、なぜ一次補正の財源に国債を使わないのかということでありまます。私どもの党は、厳しい財政状況と債務残高を踏まえまして、従来の国債とは区分して管理をして、償還財源の担保も図る復興再生債の発行によつて復旧復興財源を確保することを提唱しております。岡田幹事長も、民主党の役員会で、既存歳出の削減だけでは二次補正以降に対応できないと、私どもと同様の考え方を示されています。

一次補正だけでは復興が成らず、二次、三次の補正が必要なことは、多くの同僚議員の皆様方も、これもまた認識を同じくするところではないかと思います。そのときには国債に頼らざるを得ないのに、今議論をされております一次補正で国

債を活用しない。それでは、単なるパフォーマンスと言われても、私は仕方がないのではないかと思います。

総理、なぜ、これから行われるであろう二次、三次の補正には国債の発行を念頭に置きつつも、一次補正予算の財源に国債を考えようとしたのか、明快な返答を求めておきます。

総理は、これまでさんざん国民の皆さんにばらまきを約束し、借金まみれの本予算を編成しておきながら、震災が起きたら態度を一転させまして、財源、財源、財源と言われているような気がいたします。通常時に借金を積み重ねてばらまきを約束し、非常時には増税を言い出すなど、本末転倒の最たるものだと考えます。

消費の冷え込みが懸念されるこの厳しい状況の中、本当に復興を目的に消費税を上げるおつもりなのでしょうか。私は、復興財源と、社会保障の安定財源としての消費税、税制の抜本改革とは明確に区分をして議論すべきだと考えますが、総理の御見解をお聞きいたします。

今回の震災に、被災地ばかりでなく、全国の中小企業も悲鳴を上げております。融資ばかりではなく、補助金も活用し、中小企業の支援を行なうべきではありませんか。

また、被害に遭つた自治体の財政力は、今後の巨額の復興費用を考えれば、決して潤沢とは言えません。災害臨時交付金を創設して、被災地自治体の負担を軽減すべきだと考えます。

まず、冒頭、東日本大震災の対策については、自由民主党を初め各政党には、党首会談や実務者会合など熱心にお取り組みをいただき、建設的な御提案を賜り、さらに、国会審議においても御協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。(拍手)

○内閣総理大臣(菅直人君) 石原伸晃議員にお答えを申し上げます。

まず、冒頭、東日本大震災の対策については、自由民主党を初め各政党には、党首会談や実務者会合など熱心にお取り組みをいただき、建設的な御提案を賜り、さらに、国会審議においても御協力をいただきましたことに心から感謝を申し上げました。

統一地方選挙が全体として民主党にとって大変な国難に對処するに当たり、政治家は、主義主張を超えて、國益を第一に考えなくてはなりません。しかし、残念ながら、与党民主党は國益をそっちのけの内紛を続けているように国民の目には映つております。いつまでも親小沢、反小沢とか内輪でも、国民の皆さんの民主党に対するおしかりと

形で必ず恩返しをしたい旨を明確に述べているところであります。

次に、補正予算の財源についての御質問をいたしました。

本日提出した補正予算については、国債市場の信認確保の観点を踏まえ、追加的な国債を発行せず、歳出の見直し等により財源を確保することといたしましたものであります。

次に、復興財源と社会保障の安定財源についての御質問をいただきました。

復興財源については、今後、復興事業の方向性や規模など、復興構想を検討する中で、この財源についても検討してまいりたいと考えております。他方、社会保障の安定財源については、社会保険と税の一體改革の中で検討すべき課題と考えております。

次に、就学援助金についての御質問にお答えします。

被災した児童生徒等に対する経済的支援は、就学機会を確保する観点から極めて重要です。このため、今回の補正予算では、幼稚園から大学までの被災児童生徒等に対し、授業料減免などの就学援助や奨学金などの支援を行うための必要な手当を講じておられます。

災害救助費については、最大九割の国庫負担を行ふものとしております。地方負担分についても、地方財政措置により、被災した自治体の実質

的な負担が極小化されるよう措置を講じてまいります。

また、災害弔慰金の国庫負担は五割でありますけれども、地方財政措置により、被災した自治体の実質的な負担が生じないよう措置を講じております。

政府としては、地元自治体において応急救助、早期復旧復興が行われるよう、今後とも支援に尽力してまいりたいと考えております。

次に、公共事業に係る被災自治体の負担についての御質問にお答えします。

災害復旧事業の国庫負担は、標準税率を勘案し、一定の事業費を超える部分については国が十分の十を負担することとなっております。

また、激甚災害の指定に基づく国の負担率のかさ上げや手厚い地方財政措置により、実質的な地方負担の軽減が図られております。

さらに、一部の施設については、国の負担割合をかさ上げする法律案を国会に提出し、審議をお願いしているところであり、被災自治体の負担軽減を図つておられます。

次に、一次補正予算での電力供給対策についての御質問にお答えします。

第一次補正予算では、自家発電設備等の新增設等に対する補助や、効果的な節電方法に関する情報提供事業を盛り込んでおります。こうした予算措置とあわせ、ガス冷房については特別償却や税額控除などの支援策を講じており、また、日々の電力需給データの見える化の徹底に取り組むこと

により、電力需給対策をしっかりと進めてまいります。

次に、中小企業支援について御質問をいたしました。

今般の震災では、被災地のみならず、日本全国の中小企業に影響が生じております。今回の補正予算により、間接的な影響を受けた中小企業者向けも含めて、資金繰り支援を抜本的に拡充することに加え、新事業展開への補助などの本年度予算措置も十分に活用して、中小企業対策に万全を期してまいります。

次に、臨時交付金についての御質問にお答えします。

今回の地震により、財政力が弱い自治体にも大きな被害が出ているところであり、被災地の復旧に当たっては、自治体の財政負担に十分配慮する必要があると考えております。

こうした観点から、復旧対策を中心とする今般の補正予算においては、国費によるきめ細やかで手厚い財政援助をできる限り行つた上で特別交付税の増額を図ることとしており、これらにより、被災団体等の財政需要に適切に対応してまいります。

政府としては、今後とも、地方の声を十分に踏まえつつ検討を行い、被災地を一日も早く復旧復興させることができるように最大限努力をしてまいります。

なお、残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣野田佳彦君登壇〕
○国務大臣(野田佳彦君) 石原自民党幹事長から

ただいま総理からも御答弁がございましたけれども、本日提出した補正予算については、追加的に加え、震災からの復旧復興に向けて複数回の補正予算を編成することとなると考えております。

今後、震災からの復旧復興に向けて複数回の補正予算を編成することとしたところでございます。

その財源等については、復興の青写真や今後の対策の規模、さらには市場の信認確保の観点などを踏まえて対応していくかと思いますが、復興再生債という御提起もいただきましたけれども、復興財源を担保した国債を発行するといった手法をも含めて、今後、歳入歳出にわたつて政党間で幅広く検討をしていただきたいというふうに考えております。

その際、経済財政への内外の信認を確保するとともに、国民の連帯のもと、復旧復興と財政健全化の両立を確保することが日本の再生のために不可欠であると考えております。(拍手)

〔国務大臣玄葉光一郎君登壇〕
○国務大臣(玄葉光一郎君) 石原幹事長から、復興を推進するための組織についてお尋ねがございました。

現在、復興を推進する体制について、その具体的な内容を検討中でございますが、私といたしましては、スピード感があり、かつ、実が上がる体

制がよいというふうに考えており、まず、復興のための計画を迅速に策定できる体制を確立するとともに、その上で、その計画を強力に進めることができるべき体制が備わっていく、そういう必要があるのではないかと考えています。

そのような観点からは、例えば、当初は本部の体制を整備して復興に向けた指針をスピード感を持つて策定し、ある段階で復興庁や復興再生院のような体制を整備していくというのも一つの考え方であると思っております。それらの体制の具体的な組織や業務についても早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。（拍手）

○議長（横路孝弘君） ただいま議場内交渉係が議中ですので、そのまましばらくお待ちください。

齊藤鉄夫君。
〔齊藤鉄夫君登壇〕

○齊藤鉄夫君 公明党の齊藤鉄夫です。

まず、今回の震災でとうとい命を失われた方々の御冥福をただただ祈るばかりです。また、御遺族の皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災される、今なお避難生活を余儀なくされていらっしゃる皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

私は、公明党を代表して、いち早い復旧復興のために政治が果たすべき役割を懸念してまいりたいという決意を持って、平成二十三年度第一次補正予算案につき質問をさせていただきま

す。（拍手）

総理、あなたの言う最小不幸社会とは、一体何だったんでしようか。

震災から四十九日、この間の政府は、何をやるに回った被災地への救援、場当たり的で情報が開示されない原発事故への対応、踊る会議体の乱立などは、信頼の危機を招きました。

瓦れきの撤去、救援物資の緊急運送、燃料の確保、仮設住宅の着工、支援金の配付、知見を総動員した原発事故への対応、誠実な情報の開示、屋内退避者への支援、賠償方針の提示、自治体職員のマンパワー確保、ボランティア活動の支援等々、我々公明党が至急やるべしと要求したすべてがなかなか実行されず、震災で救われたとうとい命が失われるという二次災害は枚挙にいとまがない。

平時における政策の間違いは、徐々に国民生活を疲弊させるものですが、災害という有事にあつて後手に回る対応は、国民の命を危険にさらすのです。あなた方の対応、対策の緩慢さに、我々は強い怒りを覚えます。あなた方政府には、国民の苦しみをみずから苦しみとする姿勢がないのです。これが、あなたの言う最小不幸社会なのでしょうか。

さて、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束せず、水素爆発等の危機も去つていません。現地では、今も、事故の収束に向けた必死の作業が続けられ、多くの住民の方が避難を余儀なくされています。ともかく、今は、一刻も早く事故を収束させなければなりません。

しかし、政府の事故対応を見る限り、総理の危機管理の要諦は情報管理であり、国民とのリスク情報の共有が必要です。

被災の方はもとより、国民が今求めているのは、具体性のない情緒的なメッセージや、伝言

ゲームのような会見ではありません。原子力発電所の隠し立てのない情報を初め、いつ仮設住宅に入居できるのか、いつ家に帰れるのか、いつ義援金は配付されるのか、いつ賠償は始まるのか、いつ農業、漁業は再開できるのか、食品や水が安全なのか、残してきた家畜はどうなるのか、離れたふるさとはどうなっているのか、子供の通う学校や公園は安全なのかなど、政府は、速やかに手を打ち、被災者の知りたいことに対するべきです。

そして、私たち政治家は、生活再建のために立ち上がりろとされている被災地の皆様に、何をもつてこたえるべきでしょうか。今こそ、与野党協力して、政治が果たすべき役目をスピード感を持って実行すべきです。

また、この場をおかりして、官僚の皆さんにお願いしたい。政務三役の指示を待つのではなく、誤った政治主導を乗り越えて、国民の奉仕者として、被災者のために思い切って働くべきときであると強く申し上げたい。

さて、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束せず、水素爆発等の危機も去つていません。現地では、今も、事故の収束に向けた必死の作業が続けられ、多くの住民の方が避難を余儀なくされています。ともかく、今は、一刻も早く事故を収束させなければなりません。

事故の収束と廃炉まで見据え、どのような体制で臨まれようとしているのか、また、その中の総理大臣の役目は何と考えていらっしゃるのか、総理の見解を伺います。

事故の徹底的な検証も重要です。

なるべく早い段階で、原子力安全・保安院、原子力安全委員会とも独立した第三者機関としての事故調査委員会を設け、国際的に開かれた形で検証を行い、人類共通の財産とすべきです。その準備として、東京電力はもちろん、保安院、安全委員会、官邸、外務省、自衛隊、警察庁、東京消防庁などの事故関連資料を保存し、集中管理するこ

民に対する避難指示も全く不適切で、大きな混乱を招いています。

十二年前の東海村ジエー・シー・オーリー事故のときは、原子力安全委員会が、住田委員長代理を中心にして現場に素早く陣取り、原子力研究所の全面的な協力のもと、事故の収束に当たりました。再臨界を阻止するための水抜き作業も、委員長代理がジエー・シー・オーリー社員を説得して組まれた決死隊によるものでした。住民避難も、安全委員会と東海村の決断で実行されました。政治家は、こうした取り組みを側面からバックアップしただけでした。

専門知識と経験を有し、統率力を持ち合わせた人が司令官として事故の収束に当たる。一方で、菅総理、あなたは総責任者として、口を出さずにパックアップに徹するべきです。

事故の収束と廃炉まで見据え、どのような体制で臨まれようとしているのか、また、その中の総理大臣の役目は何と考えていらっしゃるのか、総理の見解を伺います。

なるべく早い段階で、原子力安全・保安院、原子力安全委員会とも独立した第三者機関としての事故調査委員会を設け、国際的に開かれた形で検証を行い、人類共通の財産とすべきです。その準備として、東京電力はもちろん、保安院、安全委員会、官邸、外務省、自衛隊、警察庁、東京消防

庁などの事故関連資料を保存し、集中管理することが不可欠です。事故調査委員会と資料保存につ

いて、総理の確約を求めます。

事故の収束とともに、国民が求めているのは、稼働中の原発の安全性です。

経済産業省は、先月三十日に、津波に関する緊急安全対策を指示しました。その後、七日の余震で外部電源の喪失が再び起つてしまい、電力系統の信頼性を確保するための措置を追加指示しました。まさに、泥縄式の対応です。

今、大至急やるべきことは、最新の科学的知見と今回の教訓に照らして、従来の安全基準や防災計画に不備がないかどうかの検証と、もし不備があるのであれば、その見直しです。そして、こうした安全基準や防災計画に基づく安全総点検が必要です。その結果、基準を満たしていない原子炉については、運転を停止し、安全性向上の措置をとらなければなりません。現在稼働中の原発の安全性の確保について、総理の見解を伺います。

また、より長期的には、安規制やその体制の抜本的見直しが必要と考えます。総理の答弁を求めてます。

今般の補正予算案については、急を要する、瓦れきなど災害廃棄物の処理、道路、港湾、学校などインフラの復旧、さらには、仮設住宅の建設や生活福祉資金の貸し付けなど、被災者の方の生活再建支援などが中心です。私は、復旧復興に向かた必要不可欠な費用に係る予算は、与野党の枠を超えて、速やかな成立と執行に一致努力していくべきと認識しています。

であればこそ、あえて指摘したい。それは、何

ゆえに本補正予算案の編成にこれほどの時間がかかるてしまったかということです。

きょうは、四月二十八日です。震災の発生から既に四十九日です。この間の被災者の方々の御心も遅過ぎ、スピード感に乏しいと言わざるを得ません。総理の答弁を求めます。

具体的に質問いたします。

中小企業に対する資金繰り支援策については、新たな震災被害に対する緊急保証や、無利子を含む災害復旧貸し付けを大幅に拡充した特別貸し付けの創設などが盛り込まれている点は評価します。しかし、地震、津波、原発事故など空前の災害にあって、従前の支援策の枠組みにとらわれず、災害復旧貸し付けの既往債務との一体化、借りかえ制度や、元本一括返済融資制度の実行など、中小企業支援の抜本的拡充が必要と考えます。

また、道路は、復旧復興に向けた重要なインフラです。なかなか東北自動車道などについては、その基幹的な役割を果たすものであり、一定期間、通行料を無料化すべきと考えます。総理の答弁を求めます。

被災地における復旧復興が本格化していく過程で、財源をどうするのかの課題は避けて通れません。

まず優先すべきは、子ども手当や高速道路無料化など民主党が掲げてきたマニフェストを抜本的に転換するなど、不要不急の歳出の見直しによつ

て財源の確保を図ることであります。しかし、民

主党は、きちんと党内議論をするつもりがないのか、子ども手当も高速道路も、今年度分の一部分は見送りとはなっているものの、マニフェスト本体の見直しは手つかずのまま、またしても先送りです。

あげくには、基礎年金国庫負担の二分の一財源二・五兆円を転用するとしていますが、要は、財源が不明確なまま年金の積立金を取り崩してしまうことにはなりません。年金の安定化はおろか、信頼を大きく損ねるもので、到底容認できません。年金の将来像も示すことなく、いとも簡単に法案を修正、変更してしまう場当たり的な対応

に法改正、変更してしまった場合に、年金制度に対する影響は甚大です。

しかし、年金の将来像も示すことなく、いとも簡単に法案を修正、変更してしまった場合に、年金制度に対する影響は甚大です。

置を支持した上で、野党と調整を続ける亀井氏を評価していると伝えられています。ところが、一方で、政府は、総理とすべての閣僚が参加する復興対策本部設置を軸とする基本法案づくりを進めています。民主党の政調会長である玄葉大臣は、亀井氏らの動きを、わからないと明言しております。

総理、この二つの本部は同じ会議なのですか、それとも、実施本部と復興本部をそれぞれ立ち上げるのですか。あなたの場当たり的な対応が政府・与党内に混乱を招いています。我々野党も、これでは協力のしようがないではありませんか。

公明党は、地震発生直後から、災害復興特別措置法の早期制定、復興に向けた予算や政策の司令塔の役割を果たす復興庁及び復興担当大臣の設置を主張してきました。

復興庁について、権限の調整や予算、人員の移管などに時間がかかるとの指摘もありますが、復興計画は政府がつくり、それを実行するのが復興

庁でありますので、復興庁は、計画づくりの段階で立ち上がっている必要はありません。長期にわたる強力な取り組みが必要なことを踏まえれば、

一定期間、政府の機能や予算を二元的に管理する権限を有する復興庁が必要です。総理の見解を伺います。

私は、十四日から議論を開始した政府の復興構想会議や検討会議で、復興のための財源の議論が先行し、その中で消費税増税案が取りざたされて

平成二十三年四月二十八日 衆議院会議録第十七号 国務大臣の演説に対する斎藤鉄夫君の質疑

いることに、強い違和感を覚えます。なぜ、あら

ゆる被災者支援策が遅いのに消費税増税案だけは早いのか。復興構想会議の里が知れることは、まさにこのことです。復興ビジョンが先、財源論はその後です。

復興財源については、一般財源とは別に復興勘定をつくり、まず不要不急なものを回す。そして、次に、埋蔵金と言われる特別会計の積立金を充てる。その上で、できるだけ負担できる人には多く負担してもらう仕組みがいいのではないかと考えます。

消費税についてには、社会保障の一体改革の中で議論すべきであり、復興財源に消費税を充てることに、公明党は反対いたします。総理の見解を伺います。

最後に、一度の災害で一万四千人以上の方が犠牲になり、不明者は一万三千人を超え、原発事故ではいまだ収束の見通しさえ立たない現実は、嘗々と築いてきた日本のさまざまなシステムが工業化を起こしているあらわれです。我々政治家は、潔い反省に基づいて、与野党を超えて、その修復と対策を図らなければなりません。今こそ、与野党協力し、スピード感を持つて復旧復興に当たるべきです。

ただし、総理、あなたは災害対策に当たるの
は御自分の運命であり宿命とおっしゃつております
すが、統一地方選挙の結果を見ても、国民の多く
はあなたと運命をともにしたいとは思つていない

ことは明らかです。

今回の天災への対応は、初動の誤りと対応の遅さで人災へと広がりました。その人災は、誤った

めに、初動段階から、例えば、初日に自衛隊の全
力での活動を指示するなど、できる限りの力で迅
速に取り組んできたものであります。

次に、事故調査委員会及び資料の保存管理について、ならないよう検証を行つてまいりたいと考えております。

政治主導が招いた政治災害である政災であり、菅総理による菅災と言つざるを得ません。総理はみ

総理の、お貴様の、お手元にござりまする、総理の、
すから、の責任を自覚し行動されるべきである。總
理はみずから、の責任を自覚し行動されるべきであ
ると率直に申し上げ、私の代表質問といたしま
す。(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

問にお答えします。

この震災発生から、公明党におかれましても、
党首会談や実務会談などに熱心にお取り組みをい

ただき、国会審議においても御協力をいただいて
きたことを、まずもつてお礼を申し上げます。

まず第一に、被災者に対する国の支援について

御質問いたしました。

うお話を伺いましたが、その際、早い段階では、

などといった率直な御要望をいただき、被災者の

立場に立つた施策をより強く進めていかなければならぬという思いを一層強くいたしたところで

あります。

今回の大震災は、我が国にとって、戦後六十五年間経過した中で最も厳しい危機であると思ひます。政府としては、この危機を乗り越えていくた

力での活動を指示するなど、できる限りの力で迅速に取り組んできたものであります。

今後も、政府として、原子力発電所における事故の収束に全力を尽くすとともに、得られた情報は、最大限、透明性を持つて国民に提供してまいりたいと思います。また、被災者の立場に立つて、生活支援、復旧復興にも全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、原発事故収束の体制、総理の役割についての御質問であります。

御承知のように、今回のような大きな事故は、まさに日本の歴史でも初めてでありますし、平成十一年につくられました原子力災害対策特別措置法の十五条の適用によって原子力緊急事態を宣言いたしまして、その法律に基づいて原子力災害対策本部を立ち上げ、私が、法律の規定に基づいて本部長となりました。そういう意味で、言うまでもなく、この福島原子力事故の収束に向けた最大の責任者は私自身だということは、十分に自覚をいたしております。

事故発生当初から、東電、安全・保安院あるいは原子力安全委員会の関係者を官邸の危機管理センターに集めて対応をしてきたところであります。一刻も早く事態を収束させ、廃炉も含めて処理に万全を期すと同時に、東電福島原発事故調査委員会といったものもそう時間を置かないでつくりて、しつかりと、こうしたことが二度と起こ

次に、事故調査委員会及び資料の保存管理についての御質問をいただきました。

福島原発事故の検証に当たっては、今申し上げたように、独立したそうした委員会を設けることが必要と考え、具体的なあり方を検討しているところであり、五月中旬をめどに立ち上げたいと考えております。今後、今回の事故の徹底した原因究明を行い、事故の教訓をIAEA等の場を通じて国際社会と共有することにより、世界各国における原発の安全性向上に向けて、率先して貢献してまいりたいと思います。

こうした検証のため、必要な資料が適切に保存されるよう、しっかりと対応してまいります。

次に、災害後の安全対策についてであります。

今般、経産省が事業者に対して指示した緊急安全対策は、地震、津波により電源喪失が起きた場合、非常用電源や電源車による電気供給やポンプ車による注入を確保するための緊急かつ臨時的な措置であり、より安定的な冷却機能を確保するための措置をできるだけ早くとつていく必要がある、このように考えております。

さらに、今回の事故原因について予断なく徹底的な検証を行い、安全基準の見直しを含め、安全確保のための抜本的な対策を講じてまいります。

次に、震災への対応や補正予算の提出時期についての御質問をいただきました。

三月十一日の震災発生以降、人命救助や避難、水、食料、燃料等の確保、ライフラインの復旧など、早急に対応が必要な支援にまず全力を挙げました。財政措置についても、発災の三日後には第一回の予備費の使用を決定するなど、既に六回にわたり総額千百八十二億円を講じており、万全の対応をとどってきたところであります。

また、被害状況等の迅速な把握に努めた上で、政党間の御議論も踏まえ、復旧や被災者支援を中心として、阪神・淡路大震災への最初の補正予算の約四倍に当たる四兆円の補正予算を編成し、本日、国会に提出したところであります。被災地の一刻も早い復旧のため、関連法案とともに御審議の上、速やかに賛同いただくようお願い申し上げます。

次に、中小企業の資金繰り支援については、今般の補正予算において、従前の支援策にとらわれず、貸付限度額、融資期間、金利引き下げ措置などを抜本的に拡充した新たな融資制度等の創設を盛り込みました。また、既往の貸し付けについては、返済猶予や条件変更に柔軟に対応することで中小企業の返済負担を軽減する。また、元本一括返済のみました。融資についても、昨年度以上の活用がなされるよう、引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、東北自動車道の無料化に関する質問をいたしました。東北自動車道の無料化については、被災地の実情や各党間での御議論等を踏まえて、適切にこれをとどめてまいりたい、このように考えております。

次に、民主党の年金に対する考え方について御質問をいただきました。

まず、マニフェストについてでありますけれども、マニフェストは、その多くを着実に実施してきていると考えております。大震災という事態が発生したことによって、優先すべきものは何かといふことも考え、今回、マニフェストに関連する予算も含めて歳入歳出を見直して、第一次補正予算といたしたところであります。

基礎年金国庫負担二分の一に係る臨時財源の補正減額については、今後、年金の安定性、信頼を損ねないようにするため、二分の一と減額後の三六・五%との差額は、税制抜本改革により確保さ

れる財源を活用して、年金財政に繰り入れ、年金

付限度額、融資期間、金利引き下げ措置などを抜本的に拡充した新たな融資制度等の創設を盛り込

みました。また、既往の貸し付けについては、返済猶予や条件変更に柔軟に対応することで中小企

業の返済負担を軽減する。また、元本一括返済のみました。融資についても、昨年度以上の活用がなされるよう、引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、東北自動車道の無料化に関する質問をいたしました。東北自動車道の無料化については、被災地の実

情や各党間での御議論等を踏まえて、適切にこれをとどめてまいりたい、このように考えております。

次に、復興のための組織についての御質問をいたしました。

連立与党である国民新党亀井代表には、大震災からの復旧復興という我が国にとって最大かつ喫緊の課題に対して、党派を超えて取り組むための御努力をいただいていると考えております。復興

のための企画立案や実施、執行の組織のあり方に

ついては、政府としても検討しており、また、各

党間においても議論が行われていると承知しております。

自由民主党や公明党を初め各政党に参加いただ

ける場合、また、それが難しい場合を含め、各党

の御提案と御意見を賜りながら、どういう形のそ

うした体制が好ましいか、今後、できるだけ速や

かに各党の議論と合意を目指してまいりたい、そ

の中でふさわしい形をつくり上げてまいりたいと考

えております。

復興庁の設置についての御質問をいただきました。

現在、政府は、東日本大震災からの復興を推進

する体制の構築に向け、鋭意検討を進めていると

ころであり、できるだけ早期に具体的な姿を提案

してまいりたいと思います。

復興を推進する体制の具体的な内容については、

現在検討中でありますが、未曾有の災害からの復

興を迅速かつ着実に推進していくためにも、現在

ある府省庁との関係で二重行政にならない効果的かつ強力な体制をどのようにつくっていくのか、

各方面の御意見も踏まえつつ、早急に検討してま

ります。

次に、復興のビジョンとその財源についての御質問をいたしました。

東日本大震災からの復興構想については、東日

本大震災復興構想会議を設置し、我が国の英知を

結集して、六月末をめどにその青写真を提案して

いたぐることにいたしております。復興構想会議

では、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的

復興のビジョンなど、自由闊達に御議論をいた

き、提言をまとめていただきたいと考えております。

次に、復興事業の方向性や規模などがまとまりてきた後の課題と考

えておりました。

なお、財源論については、復興事業の方向性や

規模などがまとまりてきた後の課題と考

えておりました。

規模などがまとまりてきた後の課題と考

えておりました。

以上、御答弁とさせていただきます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 梶田恵二君。

〔梶田恵二君登壇〕

○梶田恵二君 私は、日本共産党を代表し、菅総理に質問します。(拍手)

質問に入る前に、東日本大震災で犠牲となられ

た多くの方々に哀悼の意を表します。今なお不自

由な生活を余儀なくされている被災者の皆様にお

見舞いを申し上げます。また、困難な中で、被災

者救援、地域の再建のために全力を挙げておられる皆様に敬意を表します。

まず、一刻も待てない避難生活の改善です。

然として一万一千名以上の方々の安否が確認されておらず、わかっているだけで、十三万人を超える被災者が避難生活を強いられています。巨大地震と大津波から助かった命を失うことがあつてはなりません。

水道や電気が復旧していなればかりか、トイレがあふれている劣悪な環境の避難所がいまだに放置されています。一ヶ月半以上たつても、温かい食事がない、一度もふろに入っていない、間仕切りが全くない、医師や保健師の巡回もない、あつても十日に一回程度など、人間らしい生活にはほど遠い、極めて深刻な状態が続いている。感染症の拡大が危惧され、長引く避難生活のストレスの影響も懸念されています。

自治体も被災し、その機能の一部を失いながら努力されていますが、その自治体にただ要請するだけでは対応し切れることは明らかであります。具体的な避難所を特定し、被災自治体と連携して、国が責任を持つて課題を解決していくことが必要ではありませんか。明確な答弁を求めます。

被災者に人間らしい生活を保障するためには、避難所から一刻も早く仮設住宅等へ移ることができるようになります。希望者

全員が入れる仮設住宅の建設を大規模かつ早急に進めなくてはなりません。そのためには、公有地の提供はもちろん、民間用地の借り上げ、民間住宅の借り上げ、可能な場合は個人の宅地内への建設など、考えられるあらゆる手立てを尽くすことが必要です。答弁を求める。

第二は、被災者の生活再建と地域の再建の問題です。

重要なことは、復興の土台は被災者の生活再建と地域社会の再建ということです。そのことに政府は責任を持つべきです。同時に、生活を支える農業や漁業、水産業、中小企業の再建にも国が責任を持って取り組むことを明確にすることが必要です。

その進め方は、計画は住民合意で、実施は市町村が主体に、財源は国が責任を持つ、この原則を貫くべきです。国が上から復興計画を押しつけるやり方はとるべきではありません。これを基本とすべきです。総理の答弁を求める。

被災者にとって、生活再建に国が全面的に支援するというメッセージは、困難を乗り越える励ましとなります。手元資金として、義援金や災害弔慰金、被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金を一刻も早く被災者に届け切ることが必要です。また、生活再建を進める上で、被災者生活再建支援制度、個人補償の抜本的拡充がどうしても必要です。

菅総理は、先月三十一日、我が党の志位委員長

に対し、被災者生活再建支援法を協力してつくった経過にも触れながら、上限三百万円の支給額について、私も引き上げが必要だと思うと述べました。ところが、第一次補正予算には計上していません。なぜでしょうか。被災者の実態に即して、再建を可能とする支援金制度とするために、正面から取り組むべきではありませんか。明確な答弁を求める。

また、生活を支えるなりわいであり、地域を支える農業や漁業、水産業、中小企業への支援が決定的です。これらを再建してこそ、地域経済の再建、雇用の基礎をつくり出すことができます。津波で、住宅や車を初め、農地、船や漁具、店舗や事業所、機械も失われました。残されたのは借金だけと悲鳴が上がっています。マイナスではなく、せめてゼロからのスタートを、被災した皆さんの一一致した切実な訴えです。借金返済の心配と負担をなくし、再建へ集中してもらう、この条件をつくるのは国の責任ではありませんか。被災者が住宅を再建するために、津波で流された住宅のローンを抱えたまま新たな借金をしなければならないという二重ローンを強いることは絶対にやめなければなりません。

また、復興の財源について、消費税の増税を検討することはやめるべきです。消費税は、被災者にとりわけ重い負担となり、生活再建を妨げ、被災地の産業復興の大きな障害となることは明らかです。

復興の財源は、まず、今年度予算を抜本的に組み替えて、法人税減税や証券優遇税制の延長をやめること、原発の建設推進予算、不要不急の公共事業、米軍思いやり予算などを中止してつくり出すべきであり、さらに必要な財源は、二百四十四兆円に上る大企業の内部留保を活用すべきと考えます。

第三は、東京電力福島原発事故の問題です。

被災者の返済不能となつた債権を地域金融機関から買い取る仕組みをつくり、債務の凍結、免除を行なうことなどを検討すべきです。総理の答弁を求める。

地域の再建を進めるためには、地域社会の核となるべき機能の再建が不可欠です。被災地では、公立病院や保健所の役割が改められていました。これまでの構造改革路線を改め、医療関係者と行政が一体となつた地域の保健医療体制の確立こそ行うべきです。公共交通の機能回復も急がなければなりません。広域化や合併ではなく、職員の増員など、消防力の強化や被災者に身近な役場機能の強化も優先課題として取り組まなければなりません。総理の答弁を求める。

菅総理、あなたは、今回の原発事故はあつてはならない事故だと言いましたが、それは、安全神話に立つて、必要な対策をとつてこなかつたために起きたものです。事故が起つてからは、法律で定められたことさえやらずに、被害を拡大してきたのです。その責任は重大です。

総理、あなたは、一昨日、今回のような深刻な事故は起つてはいけない、多重防護だから安全などとしてきたこれまでの政府答弁が誤りであったと認めました。こうした見地に立つてあれば、あなたのやるべきことははつきりしています。

一つは、事故の拡大を防ぎ、一刻も早く事態を収束させることです。

原発事故の収束なくして復旧復興はあり得ません。東京電力が作成した工程表の根拠となつてゐるデータのすべてを提出させ、それを公開することと、内外の英知を集め、客観的な評価を行い、事態の収束の見通しについて明らかにすることです。

二つは、原発に起因するすべての被害について、速やかに補償することです。

政府に促され東京電力が開始した仮払いは、三十キロ圏内に限定され、漁業や農業被害などは対象外とされています。原発から二十キロ圏内、三十キロ圏内、三十キロ圏外を含む南相馬市では、仮払いによって住民が分断されることまで起きています。総理、あなたはこれでよいと考えているのでしょうか。

事故により深刻な事態を引き起したばかりでなく、その補償をめぐつても住民を混乱させる、こんなやり方は直ちに改め、原発に起因するすべての被害を補償する、このことを明確にさせるべきではありませんか。

三つは、今回のような深刻な事故が起つてはいけないことを明確にさせるべきではありませんか。

現在設置されている原発は、すべて、安全神話に基づいて国がお墨つきを与えてきました。新增設の計画は直ちにやめるべきです。全国五十四カ所すべての原発の総点検を急ぎ、安全が確保されない原発は直ちに停止するなど、あつてはならぬ事故の危険をなくす努力を真摯に行うことです。さらに、原発依存から脱却し、自然エネルギーへの計画的な転換を決断すべきです。

総理の責任は重大であり、明確な答弁を求めます。

最後に、もとの生活を取り戻したいとの切実な思いを実現するため、被災者の皆さんと御一緒に力を合わせて奮闘することを表明して、質問を終ります。(拍手)

[内閣総理大臣菅直人君登壇]

○内閣総理大臣(菅直人君) 穀田恵二議員にお答えを申し上げます。

まず、避難所に対する国の支援についての御質問です。

震災から一ヶ月半以上たつた現在においても、全国で十三万人にも上る方々が避難所における不

自由な生活を強いられておられまして、大変申しわけなく思つております。

避難所における被災者の方々の生活環境の改善については、各市町村が懸命に取り組んでおり、政府としても、被災者生活支援特別対策本部を中心に支援を行つております。例えば、予備費を使用してパーティションを調達し、各県の要望に応じて配付するなどの取り組みを行つてあるところであります。

今後とも、政府としてやれることは何でもやるとの覚悟のもと、被災者の方々の立場に立つて、県、市町村の取り組みを全力で支援し、生活環境の改善に向けて努力してまいります。

次に、仮設住宅についての御質問にお答えします。

応急仮設住宅については、約七万二千戸の建設が必要とされているところ、五月末までに約三戸が完成する見通しであります。一刻も早くすべての仮設住宅が完成するよう、用地の確保も含め全力を挙げて県を支援するとともに、民間賃貸住宅の借り上げ等も促進し、できるだけ早期に住宅確保が図られるよう全力を挙げてまいります。

次に、復興の進め方についての御質問をいたしました。

今回、被災地域は、農山漁村であるとともに、部品などの供給拠点があり、我が国の経済、産業にとっても重要な地域であります。被災された事業者や企業が一日も早く活動を再開できるよう、

地域の方々の御意見をよく聞いて、漁港施設の復旧や瓦礫の撤去などに早急に取り組んでまいります。

また、地域の経済や雇用を支える被災された中小企業の再建を支援するため、今回の補正予算では、資金繰り支援を抜本的に拡充するとともに、中小企業の工場施設等の復旧支援を行うこととしているところです。

いずれにせよ、復興に向けた取り組みは、国が上から押しつけるのではなく、地域住民の意向を尊重しつつ、国と地方公共団体が連携して取り組んでいくことが不可欠であり、東日本大震災復興構想会議においても、被災状況や被災地域の地元の声、関係市町村の取り組みをしっかりと把握し、これを審議の過程に織り込んでいくこととしております。

次に、被災者に対する手元資金の早期支払いについての御質問にお答えします。

被災者の方々に少しでも早く義援金等をお届けすることは大変重要なことだと思っております。義援金については、本日、四月二十八日、岩手県の自治体、野田村において、二百五十九件、額にして一億四千二万円が被災された方のお手元に届くと伺つております。また、災害弔慰金については、二十二日現在で、十四件が既にお手元に渡つております。被災者生活再建支援金については、本日から支援金の支給が開始されるものと承知をいたしております。

今後とも、できるだけ迅速にお手元にお届けできるよう、全力を挙げてまいりたいと思います。

次に、被災者生活再建支援金の引き上げについての御質問にお答えします。

今回の大震災では、地震や津波によつて、多くの方々が、住む家に被害を受け、生活に大きな支障を来しておられます。いまだ被害の全容が明らかになつていないとところであります。まずは、基礎支援金百円を速やかに支給できるよう、今般の補正予算案において五百二十億円を盛り込んであります。

今後とも、今般の被害の甚大さを踏まえ、震災により住居を失つた方々に対し十分な支援が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、二重ローンについての御質問です。

今回の震災で被災された方々の住宅ローンの返済については、住宅金融支援機構からのローレンについて、返済方法の変更が可能となるような措置を今回の補正予算に盛り込んでいるほか、民間金融機関においても、被災者からの返済猶予等の貸し付け条件変更の申し込みに積極的に対応しているものと承知をいたしております。

いずれにしても、被災者の方々が住宅に係る二重ローンで困窮しないよう、引き続き、さまざまな支援策を講じてまいりたいと考えます。

次に、被災農地の貸し付け、漁船の建造、中小企業の休業補償や債務の減免についての御質問にお答えします。

御指摘の点は、例えば、漁船の建造、再建については、国、県の助成と漁船保険金により約九割の費用が支払われるほか、雇用調整助成金による雇用の維持、金融機関による被災中小企業への貸し付け条件の変更への積極的な対応など、現行制度で対応できる措置は迅速に講じているところであります。

また、農林漁業を含めた被災地全体の復興については、復興構想会議の議論や地元の声なども踏まえ、未来に向けた創造的な復興となるよう、早急かつ十分に検討してまいりたいと考えます。

次に、地域の保健医療体制の確立についての御質問です。

地域の医療関係者が連携して被災地の保健医療体制を体系的に再構築していくことは極めて重要な方策であります。このため、平成二十三年度第一次補正予算案に、医療機関や保健所の災害復旧の経費やその国庫補助率の引き上げ等を盛り込むとともに、既に措置してある地域医療再生基金

について、被災地に重点的に配分するなどの措置を講じたところであります。

次に、公共交通の機能回復についての御質問です。

今般の震災では、鉄道、バス等の公共交通機関においても甚大な被害が発生し、東北新幹線や仙台空港発着の航空便など、関係者の御努力により順次運行が再開されてきているものの、いまだ完全復旧には至つておりません。

被災地域の復旧を進める上で、公共交通の機能回復は重要な課題であると認識しており、被災地の状況を分析し、効果的な手法の検討を進め、国として必要な支援を行つてまいります。

消防力や役場機能の強化についての御質問です。

消防力や役場機能の充実強化を図ることは重要であり、その方策については、合併や広域化も含めて、市町村みずからが選択していくべきものと考えております。

政府としては、今後とも、そのような市町村の自主的な取り組みを積極的に支援してまいりたいと思います。

復興の財源についての御質問です。

復興については、まず財源論ありきではなく、復興構想会議で未来に向けた創造的復興の事業内容や方向性などを御議論いただきた上で、歳入歳出にわたり幅広く検討していきたいと考えております。

その際、既存の歳出を見直すことはもちろんですが、経済の活性化や安全保障など政策全般の推進にも意を用いる必要があると考えております。

次に、東電の工程表の根拠データ提出と事態の収束の見通しについての御質問です。

今回の事故を一刻も早く収束させるため、必要なデータをしつかり収集し確認する、また、原子力安全に関する国際的な議論も踏まえつつ、幅広く意見を聞きながら収束に向けた作業を進めてまいります。

○議長(横路孝弘君) 重野安正君。

(重野安正君登壇)

財政演説につきまして、社会民主党・市民連合を代表して質問をいたします。(拍手)

今般の東日本大震災は、多くの犠牲者と甚大な被害をもたらしました。本日は、震災から四十九日です。「亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族や被災をされた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、復旧のため日夜頑張つておられる関係者の皆様に深甚なる謝意を表します。

「村落は、荒れ地と化していた。津波のはこんできた大小無数の岩石が累々として横たわり、丘陵のふもとにある家々がわずかに半壊状態で残されているだけで、海岸線に軒をなべていた家々は跡形もなく消えていた。」これは、吉村昭氏の「三陸海岸大津波」の一節です。

三陸沿岸は、明治以降だけでも三たび大津波に襲われました。今回の福島第一原発事故について、想定外の自然災害との主張があります。しかし、同様な地震、津波は何度も発生しており、想定外とは、稚拙な言い逃れにすぎません。

多重防護が一気に破れるおそれは、社民党も、この間、一貫して主張してきたところでございます。津波の想定が低過ぎるとの指摘も、原子力安全委員会は十分承知していましたはずであります。ところが、東電も安全委員会も原子力安全・保安院も、そうした声を抑え込んできました。

過失がないどころか、リスクを意図的に低く見積もり、コストのかさむ対策を想定から外してきました。未必の故意というべき責任があるのは明らかではないでしょうか。東電はもちろん、低い想定

を許してきた原子力安全委員会、保安院の責任についてどうお考えか、お尋ねをいたします。

周辺住民がすべてを失う一方、長年、原子力村の実力者として想定を低くする役割を果たした。事故後には、処理するための知識を持ち合わせていないと言い放った原子力安全委員長は、年二万円もの報酬を受け取っている。こんな委員長は解任すべきである、このように思います。いかがお考えでしようか。

いまだに事故は収束せず、今後、被害がどこまで広がるかわかりません。その中で、賠償の枠組みの議論が、東電の賠償に上限を設けるかどうかという線で進んでいます。全く理解ができません。本来裁かれる側の東電、経産省が縁を描くよううなことを許してはなりません。賠償能力に欠けるのであれば、一時、国が貸し付けるなどして、当面は事故の収束を優先するべきだと考えますが、総理のお考えを伺います。

原発の大事故が起こり得ること、一たん大事故が起これば、容易に収束できず、影響はとてつもなく大きいことがわかりました。

現在、東海・東南海・南海大地震がいつ起きてもおかしくないと言われています。震源域の真上にある浜岡原発を直ちに停止すべきであります。浜岡で同様の事故が発生すればどうなるか、想像するだけでも背筋が凍りつきます。そのリスクを承知の上で、なおも浜岡原発を動かし続けるつもりなのか、総理のお考えをお聞かせください。

既に四十九日が経過しましたが、阪神・淡路大震災のときと比べても、なぜこんなに対応が遅いのか。菅内閣が本当に国民の命、暮らし、財産を守り得るのか、不安を禁じ得ません。復興の議論に入るために、ぜひとも各党首による会談を行い、総理がどう取り組んでいくのかを訴え、真摯に各党の、全党的協力を仰ぐべきだと考えますが、いかがお考えでしようか。

財源について伺います。年金臨時財源など社会保障関係から復興財源を捻出するやり方は、順序が違うのではないか、このように指摘せざるを得ません。高速増殖炉サイクル関係などの原子力関係予算を原子力事故対策に転用すべきです。在日米軍駐留経費負担、辺野古移設関連経費、米軍ヘリパッド工事関連経費などについても、復旧対策経費に組み替えるべきではないでしょうか。今回の財源捻出について、どういう考え方で行つたのか伺います。

さらに、復興会議では、座長から消費税増税案が飛び出しました。被災者にも負担増をもたらすどさくさ紛れの消費増税は、断じて認められません。復興のための財源についての政府の見解を伺います。

次に、地域の実情に応じて適時適切な対策を講じることができるよう、災害一括交付金や県レベルの震災復興基金を設立すべきだと考えますが、いかがですか。

また、二重債務について、政府として債務免除などの後押しを決断すべきだと考えますが、どのような見解をお持ちでしようか。

仮設住宅について、総理は、遅くともお盆までに実現するのか、不安を禁じ得ません。復興の議論にはと言われています。被災者の皆さんからも期待が高まっています。全員がお盆までに入居できるという、そういう住民皆様の期待を裏切らないよう、改めて確約していただきたいと思います。

復興は、あくまでも被災者が主体です。復興の過程に被災地の住民がかかわるような仕組みをつくるべきだと考えます。また、被災状況の把握と生活再建、復興に関する意向調査をやるべきだと考えますが、総理の答弁を求めます。

さて、地震は自然現象ですが、震災は、社会現象であり、人災です。小泉構造改革で疲弊した日本を今回の地震と津波が襲つた。復興とは、もとに戻すことではないとの指摘があります。本当に意味で人間らしい社会、安心できる社会を目指して全力を擧げる体制をどうつくるのか、総理の決意を伺い、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣（菅直人君） 重野議員にお答え申しあげます。

まず、関係機関、事業者の責任についての御質問であります。

今回の福島第一原発事故を通して、原子力に対する安全神話というものが政府にも事業者にもあったのではないかということについては、私も

そのように感じて、謙虚に反省すべきであると思つております。

今後、今回の事故原因について予断なく徹底的な検証を行い、安全確保のための抜本的な対策を講じていかなければならぬと考えております。

原子力安全委員長についての御質問であります。

現在の原子力安全委員長は、長年原子力安全に携わってきた第一線の研究者であり、昨年四月に、国会の同意を得て原子力委員に就任され、委員の互選によって委員長に選ばれた方であります。

まず、現時点では、事故の収束を図ることが最優先であり、その上で、原子力安全委員会のあり方を含めて、この原子力に携わるいろいろな関係機関のあり方も徹底的に検証していく必要がある、このように考えております。

今般の原子力損害の賠償の方策について御質問をいたしました。

まずは、事故の収束に全力で取り組むことは当然だと思っておりますが、今般の原子力損害に対する賠償については、一義的には東京電力がその責任を負うべきものと考えております。

しかし、同時に、政府としても、被害者の方々が適切に賠償されるよう万全を期すべく、どのような仕組みで東京電力による賠償を実施するのか、政府全体で検討してまいりたいと考えております。

浜岡原子力発電所についての御質問をいただきました。

今回の事故を受けて、浜岡原発を含むすべての原子力発電所に対して緊急の安全対策強化を行うよう指示を行つております。これを受けた各社の対応を見きわめ、安全確保に万全を期すために適切な対応を今後もしてまいりたい、このように考えております。

各党党首会談での協力要請に関する御質問をいたしました。

今回の未曾有の大震災において、内閣、政府を挙げて懸命に全力で取り組んでおりますけれども、被災者の皆様が今日においても厳しい生活を余儀なくされていることを考えれば、反省すべき点も含めて、まだまだ足りない、至らないところが多々あり、仮設住宅や生活支援の推進などを含め、被災者本位、被災地の立場で対策に拍車をかけなければならないと考え、邁進してまいりたいと思っております。

今後も、被災者を初め国民の命、暮らし、財産を守るために、政府を挙げて頑張っていく決意であり、御提案の趣旨をかみしめ、適宜、党首会談の開催を含め、各党間の意思疎通をさらに円滑に行うよう努めてまいりたいと思います。引き続きの御協力を切にお願いを申し上げます。

次に、補正予算の財源についての御質問です。

今回の補正予算の財源は、国債市場の信認維持の観点から追加的な国債発行をしないとの考え方です。

で検討し、政党間の御議論も踏まえつつ、歳出予算の見直しにより捻出したところであります。

一方、二重債務については、民間及び政府系金融機関等による既存融資の返済猶予や新規融資の金利の引き下げ等の取り組みと、さまざまな被災者支援措置とを、セットで考えるべき問題であると思います。

政府としては、今後とも、地方の声を十分に踏まえつつ検討を行い、被災地を一日も早く復旧復興させることができるよう、最大限の努力をしてまいります。

復興のための財源についての御質問です。

東日本大震災からの復興構想については、東日本大震災復興構想会議を設置し、我が国の英知を結集して、六月末をめどにその青写真を提言していただくことといたしております。復興構想会議

では、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的な復興について、自由闊達に議論をし、提案をまとめていただきたいと考へております。

財源論については、復興事業の方向性や規模などがまとまってきた後の課題と考えております。

災害一括交付金等による復旧復興についての御質問です。

今回の地震により、財政力が弱い自治体も大きな被害が出ているところであり、被災地の復旧に当たっては、自治体の財政負担に十分配慮する必要があります。

復興の進め方についての御質問です。

こうした観点から、復旧対策を中心とする今般の補正予算案においては、国費によるきめ細やかで手厚い財政援助ができる限り行つた上で特別交付税の増額を図ることといたしており、これらになつていただき、また、委員の方々の現地への訪問や、地元の方々との意見交換の機会を設けるこ

るところであります。

一方、二重債務については、民間及び政府系金融機関等による既存融資の返済猶予や新規融資の金利の引き下げ等の取り組みと、さまざまな被災者支援措置とを、セットで考えるべき問題である

一、去る二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十二年度森林及び林業の動向」に関する文書

(当選証書対照)

一、去る二十六日、補欠選挙の結果当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わつた。

愛知県第六区選出議員 丹羽 秀樹君

(応召議員)

一、去る二十六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

丹羽 秀樹君

(議席変更)

一、昨二十七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

五一	永岡 桂子君	丹羽 秀樹君
五六	松浪 健太君	
五七	古川 穎久君	
五八	江藤 拓君	
五九	谷川 弥一君	
六〇	小渕 優子君	
一一三八	後藤田正純君	

一三九	木内 孝胤君	柳田 和己君
一四〇	花咲 宏基君	笠原多兒子君
一四四	石森 久嗣君	三宅 雪子君
一四五	今井 雅人君	岡本 英子君
一四六	山田 良司君	奥野総一郎君
一五一	工藤 仁美君	高橋 昭一君
一五二	川口 浩君	川島智太郎君
一五三	玉置 公良君	矢崎 公二君
一五四	橋本 勉君	高野 守君
一五九	森本 和義君	平 智之君
一六〇	仁木 博文君	黒田 雄君
一六一	福嶋健一郎君	瑞慶賀長敏君
一六二	井戸まさえ君	野田 国義君
一六三	磯谷香代子君	大泉ひろこ君
一六四	柿沼 正明君	京野 公子君
一六五	中林美恵子君	川村秀三郎君
一六六	小室 寿明君	川口 博君
一六七	杉本かずみ君	石津 政雄君
一六八	永江 孝子君	吉川 政重君
一六九	江端 貴子君	空本 誠喜君
一七〇	玉城デ二一君	桑原 功君
一七一	中島 政希君	山崎 摩耶君
一七二	道休誠一郎君	川口 博君
一七三	村上 史好君	丹羽 秀樹君
一七四	浜本 宏君	
一七五	玉木 朝子君	
一七六	石田 三示君	
一七七	金子 健二君	
一七八	阪口 直人君	
一七八〇	打越あかし君	
一七八一	阿知波吉信君	
一七八二	西村智奈美君	
一七八三	中屋 大介君	

二三八	柳田 和己君	網屋 信介君
二三九	笠原多兒子君	三八三
二四〇	花咲 宏基君	三八四
二四四	石森 久嗣君	向山 好一君
二四五	今井 雅人君	三八五
二四五	岡本 英子君	石井 章君
二五二	奥野総一郎君	三八六
二五三	高橋 昭一君	渡辺 義彦君
二五四	川島智太郎君	四四九
二五九	矢崎 公二君	谷田川 元君
二六〇	高野 守君	佐藤ゆうこ君
二九一	平 智之君	四五〇
二九二	黒田 雄君	勝又恒一郎君
二九三	瑞慶賀長敏君	四五一
二九四	野田 国義君	長尾 敬君
二九五	大泉ひろこ君	山崎 誠君
二九六	京野 公子君	湯原 俊二君
二九七	川村秀三郎君	岸本 周平君
二九八	川口 博君	西田 孝典君
二九九	石津 政雄君	四五七
三〇〇	吉川 政重君	四五八
三〇一	空本 誠喜君	四五九
三〇二	桑原 功君	水野 智彦君
三〇三	山崎 摩耶君	室井 秀子君
三〇四	川口 博君	竹田 光明君
三〇五	丹羽 秀樹君	
三〇六		
三〇七		
三〇八		
三〇九		
三一〇		
三一一		
三一二		
三一三		
三一四		
三一五		
三一六		
三一七		
三一八		
三一九		
三二〇		
三二一		
三二二		
三二三		
三二四		
三二五		
三二六		
三二七		
三二八		
三二九		
三三〇		
三三一		
三三二		
三三三		
三三四		
三三五		
三三六		
三三七		
三三八		
三三九		
三三一〇		
三三一一		
三三一二		
三三一三		
三三一四		
三三一五		
三三一六		
三三一七		
三三一八		
三三一九		
三三二〇		
三三二一		
三三二二		
三三二三		
三三二四		
三三二五		
三三二六		
三三二七		
三三二八		
三三二九		
三三三〇		
三三三一		
三三三二		
三三三三		
三三三四		
三三三五		
三三三六		
三三三七		
三三三八		
三三三九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五		
三三三一六		
三三三一七		
三三三一八		
三三三一九		
三三三一〇		
三三三一一		
三三三一二		
三三三一三		
三三三一四		
三三三一五	</	

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官報（号外）		<p>東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（内閣提出第六二号）</p> <p>東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（内閣提出第六二号）</p> <p>以上二件 国土交通委員会 付託</p>	
<p>（議案送付）</p> <p>一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>株式会社国際協力銀行法案</p> <p>預金保険法の一部を改正する法律案</p> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案</p> <p>地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第百七十四回国会内閣提出議院送付、本院継続審査）</p> <p>国と地方の協議の場に関する法律案（第百七十回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律案 第百七十回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）</p> <p>地方税法の一部を改正する法律案</p> <p>（決議送付）</p> <p>一、去る二十二日、横路議長から菅内閣総理大臣がて、次の決議を送付した。</p>		<p>東日本大震災に関する決議</p> <p>東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議</p> <p>日独交流百五十周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議</p> <p>（議案通知）</p> <p>一、去る二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>環境影響評価法の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出参議院送付、第百七十六回国会本院送付参議院継続審査）</p> <p>独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審査）</p> <p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出、参議院継続審査）</p> <p>（議案通知書受領）</p> <p>一、昨二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の一部を改正する法律案</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案</p> <p>地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第百七十四回国会内閣提出議院送付、本院継続審査）</p> <p>国と地方の協議の場に関する法律案（第百七十回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律案 第百七十回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）</p> <p>地方税法の一部を改正する法律案</p> <p>（決議送付）</p> <p>一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p>	
<p>（質問書提出）</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p> <p>予算委員長 中井 治</p> <p>（質問書提出）</p> <p>衆議院議員山内康一君提出株式会社国際協力銀行法案に関する質問に対する答弁書</p>		<p>（議案修正承諾要求書受領）</p> <p>一、今二十八日、内閣から、次の件につき、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。</p> <p>平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正の件</p> <p>（調査要求承認）</p> <p>一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十六日これを承認した。</p> <p>国政調査承認要求書</p> <p>一、調査する事項</p> <p>予算の実施状況に関する事項</p> <p>二、調査の目的</p> <p>予算の実施の適正を期するため</p> <p>三、調査の方法</p> <p>関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等</p> <p>四、調査の期間</p> <p>本会期中</p> <p>右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。</p> <p>平成二十三年四月二十六日</p>	<p>一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>第三者管理方式実施に関する質問主意書（大口善徳君提出）</p> <p>教員の不祥事に関する質問主意書（木村太郎君提出）</p> <p>若年性認知症対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）</p> <p>鳥インフルエンザ対策に関する質問主意書（馳浩君提出）</p> <p>政府専用機に関する質問主意書（馳浩君提出）</p> <p>教員の欠員に対する代替教員不足に関する質問主意書（馳浩君提出）</p> <p>公共交通システムとしての自転車の活用に関する質問主意書（馳浩君提出）</p> <p>（答弁書受領）</p> <p>一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員山内康一君提出株式会社国際協力銀行法案に関する質問に対する答弁書</p>
<p>福島第一原子力発電所事故をめぐる日米協議と</p>		<p>連携対応に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）</p> <p>地域自主戦略交付金の配分基準に関する再質問主意書（山口俊一君提出）</p> <p>米軍基地内で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことに関する質問主意書（木村太郎君提出）</p> <p>（質問書提出）</p> <p>一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p>	

十四 十二の機能強化業務について、直貸しはしないという理解でよいか。

右質問する。

内閣衆質一七七第一四三号

平成二十三年四月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出株式会社国際協力銀行法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出株式会社国際協力銀行法案に関する質問に対する答弁書

一について

株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行（国際協力銀行及び日本輸出入銀行を含む。）の過去二十年間（平成二十三年四月二十六日前の二十年間をいう。）の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者（職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者、國家公務員としての勤務が一時的であつた者及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十九条第四項等の規定に基づき退職手当を支給されていない者を除く。）の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

馬淵晴之（昭和四年二月一日、ウルグアイ國駐箚特命全権大使）が平成元年四月二十四日から平成三年七月十日まで、岩崎文哉（昭和十一年四月一日、大蔵省印刷局長）が平成元年六月三十日から平成三年九月十三日まで、山口光秀（昭和二年九月十六日、大蔵事務次官）が平成二年五月二十二日から平成六年五月十三日まで、吉田文毅（昭和十二年十月十九日、特許庁長官）が平成二年十一月一日から平成四年六月三十日まで、高瀬秀一（昭和十一年一月四日、キュー・バ国駐箚特命全権大使）が平成三年七月十日から平成五年八月二十九日まで、山崎高司（昭和八年八月十日、大蔵省大臣官房付）が平成三年九月十三日から平成四年七月三十一日まで、南学政明（昭和十三年二月十一日、中小企業庁長官）が平成四年七月十五日から平成七年七月十六日まで、江沢雄一（昭和十四年一月七日、大蔵省国際金融局長）が平成四年七月三十一日から平成七年七月十日まで、保田博（昭和七年五月十四日、大蔵事務次官）が平成六年五月十三日から平成十三年九月一日まで、田波耕治（昭和十四年九月十日、大蔵事務次官）が平成十三年六月二十九日から平成二十年九月三十日まで、志賀櫻（昭和二十四年一月十九日、東京税関長）が平成十四年九月一日から平成十五年一月十七日まで、中田哲雄（昭和十六年十一月六日、中小企業庁長官）が平成七年七月十日から平成十一年九月三十日まで、白川進（昭和十九年五月十九日、通商産業省基礎産業局長）が平成九年七月二十八日まで、岩下正（昭和二十三年一月一日、財務省会計センター所長）が

康夫（昭和十七年八月五日、中小企業庁長官）が平成十一年十月一日から平成十二年六月二十三日まで、内田富夫（昭和十七年十一月八日、スウェーデン国駐箚特命全権大使）が平成十一年十月一日から平成十二年十月三日まで、大塚功（昭和十七年八月三日、大蔵省大臣官房付）が平成十一年十月一日から平成十三年二月十六日まで、長瀬要石（昭和十三年一月二十七日、経済企画庁調整局長）が平成十一年十月一日から平成十三年六月二十九日まで、篠沢恭助（昭和十二年三月一日、大蔵事務次官）が平成十一年十月一日から平成十九年九月三十日まで、岩田満泰（昭和二十二年二月十一日、中小企業庁長官）が平成十二年七月十七日から平成十五年九月三十日まで、河村悦孝（昭和十六年三月三十一日、モロッコ国駐箚特命全権大使）が平成十二年十月三日から平成十四年十月六日まで、浜中秀一郎（昭和十九年二月十日、ポルトガル国駐箚特命全権大使）が平成十三年二月十六日から平成十四年九月一日まで、田波耕治（昭和十四年九月十日、大蔵事務次官）が平成十三年六月二十九日から平成二十年九月三十日まで、志賀櫻（昭和二十四年一月十九日、東京税関長）が平成十四年九月一日から平成十五年一月十七日まで、古屋昭彦（昭和二十一年十月五日、地球環境問題担当大使）が平成十四年十一月十五日から平成十八年四月十一日まで、岩下正（昭和二十三年一月一日、財務省会計センター所長）が

平成十五年四月十四日から平成十八年十月三十日まで、岡本巖（昭和二十一年六月二十五日、資源エネルギー庁長官）が平成十五年十月一日から平成十七年九月三十日まで、齋藤浩（昭和二十八年一月三十一日、経済産業省産業技術環境局長）が平成十七年十月一日から平成十九年九月三十日まで、松井英生（昭和二十九年九月十九日、経済産業省大臣官房商務流通審議官）が平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで、大村雅基（昭和二十八年一月二十一日、財務省大臣官房付）が平成二十年七月二十七日から現在まで、細川興一（昭和二十九年九月一日から現在まで、財務省財務官）が平成二十年十月一日から現在まで、渡辺博史（昭和二十四年六月二十六日、財務省財務官）が平成二十一年七月一日から現在まで、板東一彦（昭和二十九年三月十日、経済産業省大臣官房審議官）が平成二十年十月一日から現在まである。

二について

株式会社国際協力銀行法案（以下「法案」といふ。）を取り下げる考えはない。

三について

法案を修正する考えはない。

四について

法案の規定により設立が予定されている株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の役員については、主務大臣の監督の下で、会社が適所の人事を行うべきものであると考えてお

り、その際、識見及び能力を有しないにもかかわらず特定の府省庁を退職した公務員であるという理由のみによつて同一府省庁出身者が何代にもわたつて特定の役員ポストを占めるようないい。

問題が生じないよう、適切に対処してまいりたい。

五について

会社の業務におけるリスク管理については、今後とも主務大臣の監督の下、会社が適切に対応すべきものと考えている。

六について

会社の本プロジェクトへの関わりについては、福島第一原子力発電所の事故に対する検証は、福島第一原子力発電所の事故に対する検証を踏まえるとともに、当該事故により米国における原子力政策等にどのような影響があるかといふ点も含めて、注意深く見守りながら対応を検討していく必要があると認識している。

七について

お尋ねの「英國輸出開発公社」とは英國政府の一部署であるECGD (Export Credits Guarantee Department) のことを指すものと思われるが、ECGDの設立は大正八年六月二十一日、人員は二百二十六名(平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの平均)である。現在、融資業務は行つていないと承知している。

八から十までについて

法案の策定に当たつては、特定の国の機関を参考例とはしていない。会社は、国の政策を実

り、その際、識見及び能力を有しないにもかか

わらず特定の府省庁を退職した公務員であると

いう理由のみによつて同一府省庁出身者が何代

にもわたつて特定の役員ポストを占めるようないい。

問題が生じないよう、適切に対処してまいりたい。

五について

会社の業務におけるリスク管理については、

今後とも主務大臣の監督の下、会社が適切に対応すべきものと考えている。

六について

会社の本プロジェクトへの関わりについては、福島第一原子力発電所の事故に対する検証

を踏まえるとともに、当該事故により米国にお

ける原子力政策等にどのような影響があるかと

いふ点も含めて、注意深く見守りながら対応を

検討していく必要があると認識している。

七について

お尋ねの「英國輸出開発公社」とは英國政府の

一部署であるECGD (Export Credits Guaranty Department) のことを指すものと思われる

が、ECGDの設立は大正八年六月二十一日、

人員は二百二十六名(平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの平均)である。

現在、融資業務は行つていないと承知して

いる。

法案の策定に当たつては、特定の国の機関を参考例とはしていない。会社は、国の政策を実

施するための政策金融機関であることから、そ

の発行済株式の総数を政府が保有し、主務大臣

である財務大臣の監督に服することとしてい

る。

十一について

お尋ねの点については、法案の提案理由とは

していない。

十二及び十三について

お尋ねの「機能強化業務」は、国際競争の激化

や長期・巨額の外貨の調達難といった海外ビジネ

スをめぐる環境の変化を受け、民間金融を補

完する政策金融による支援を期待する経済界か

らの声を踏まえ、我が国企業の海外事業を支援

するために行うものである。なお、会社の業務

運営については、行政改革の趣旨にのつとり、

これまで民業補完を旨としているところであ

り、法案において、「一般の

金融機関が行う金融を補完することを旨とし

と規定している」ところである。

十四について

御指摘の「直貸し」の意味は必ずしも明らかで

はないが、我が国の法人等又は出資外国法人等

が海外において行う事業に直接又は間接に充て

られる資金の貸付けについては、法案第十一条

において会社がその目的を達成するため行うも

のとされている。

法案の策定に当たつては、特定の国の機関を参考例とはしていない。会社は、国の政策を実

施するための政策金融機関であることから、そ

の発行済株式の総数を政府が保有し、主務大臣

である財務大臣の監督に服することとしてい

る。

十二について

お尋ねの点については、法案の提案理由とは

していない。

十三について

お尋ねの点については、法案の提案理由とは

していない。

十四について

公債の発行の特例等に関する法律案中修正

平成二十三年度における財政運営のための公債

の発行の特例等に関する法律案を次のように修正

する。

題名を次のように改める。

平成二十三年度における公債の発行の特例

に関する法律

第一条を次のように改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年度における國

の財政收支の状況に鑑み、同年度における公債

の発行の特例に関する措置を定めることによ

り、同年度の適切な財政運営に資する」ことを目

的とする。

第三条から第五条までを削る。

附則中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に

改める。

民法等の一部を改正する法律案

右
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
平成二十三年四月二十八日

左
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
平成二十三年三月四日

右
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
平成二

養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第八百二十条中「者は」の下に「子の利益のために」を加える。

第八百二十二条第一項中「者は」の下に「第八百二十条の規定による監護及び教育に」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を「懲戒する」に改め、同条第一項を削る。

第八百三十四条を次のように改める。

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の行使が著しく困難又は不適当であることに由来するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

第八百三十六条の見出しを「(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し)」に改め、同条中「前二条に」を「第八百三十四条本文、第八百三十六条の二第一項又は前条に」に、「前二父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。」

第八百三十四条の次に次の二条を加える。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。

第八百四十条に次の一項を加える。

2 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項

に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。

3 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産

は、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。

第八百三十五条を次のように改める。

(管理権喪失の審判)

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

第八百三十六条の見出しを「(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し)」に改め、同条中「前二条に」を「第八百三十四条本文、第八百三十六条の二第一項又は前条に」に、「前二父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。」

第八百四十二条を次のように改める。

第八百四十二条 削除

第八百四十九条の見出しを「(後見監督人の選任)」に改め、同条中「前条の規定により指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人」に、「未成年後見人」を「後見人」に、「未成年後見監督人」を「後見監督人」に改め、後段を削る。

第八百四十九条の二を削る。

第八百五十二条中「第八百四十三条第四項」と「第八百五十九条の二」、「第八百五十九条の三」を削り、「後見監督人」を「後見監督人にについて、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第

の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無(未成年後見人となる者が法人であるとき及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見その他の一切の事情を考慮しなければならない。

第八百四十二条中「父又は母が」を「父若しくは母が」に、「親権を失つた」を「父若しくは母に親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

第八百四十二条を次のように改める。

第八百四十二条 削除

第八百四十九条の見出しを「(後見監督人の選任)」に改め、同条中「前条の規定により指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人」に、「未成年後見人」を「後見人」に、「未成年後見監督人」を「後見監督人」に改め、後段を削る。

第八百四十九条の二を削る。

第八百五十二条中「第八百四十三条第四項」と「第八百五十九条の二」、「第八百五十九条の三」を削り、「後見監督人」を「後見監督人にについて、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第

第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人に改める。

第八百五十七条ただし書中「未成年被後見人を懲戒場に入れ」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十七条の二 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限行使する。

所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみ行使すべきことを定めることができる。

3 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限行使すべきことを定めることができる。

4 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による定めを取り消すことができる。

5 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(家事審判法の一部改正)

第二条 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項甲類第九号を次のように改め

は入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

(戸籍法の一部改正)

第四条 戸籍法(昭和二十二年法律第一百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七十九条中「協議に代わる裁判」を「協議に代わる審判」に、「若しくは親権者変更」を「又は親権者変更」に改め、「又は父母の一方が親権若しくは管理権の喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行う場合」を削り、「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第八十一条第一項中「届出は、」の下に「同法第八百三十九条の規定による指定をされた」を加え、同条第二項中「記載しなければ」を「記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の謄本を添付しなければ」に改める。

第八十二条及び第八十三条を次のように改め

る。

第八十二条 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつことによりその地位を失つたことによつて未成年後見人が欠けたときは、後任者は、就職の日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

数人の未成年後見人の一部の者が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたことによりその地位を失つたときは、他の未成年後見人は、その事実を知つた日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、前二項の届出をすることができる。

届書には、未成年後見人がその地位を失つた原因及び年月日を記載しなければならぬ。

第八十三条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 第一条の規定による改正後の民法(次条において「新法」という。)の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の民法(次条において「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

(親権及び管理権の喪失の宣告に関する経過措置)

第三条 旧法第八百三十四条の規定による親権の喪失の宣告は新法第八百三十四条本文の規定による親権喪失の審判と、当該親権の喪失の宣告を受けた父又は母は当該親権喪失の審判を受けた父又は母とみなす。

(調整規定)

第五条 施行日が平成二十四年四月一日前である

場合には、施行日から同年三月三十日までの間における新児童福祉法第四十七条第五項の規定の適用については、同項中「通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは」とあるのは「施設給付決定、保育の実施等又は」と、「又は保育の実施等を行つた」とあるのは「を行つた」とする。

一 第三条中児童福祉法第三十四条の十九の改正規定 公布の日
二 附則第二十二条の規定 施行日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二百三十九号)の施行日のいづれか遅い日
三 附則第四十八条中高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成二十六年法律第七十五号)第六十一条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定による管理権の喪失の宣告は新法第八百三十五条

六条第一項第四号及び第二十六条第一項第二号イの改正規定 施行日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百三十九号)の施行日のいづれか遅い日

(破産法第六十一条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による管理権喪失の審判と、当該管理権の喪失の宣告を受けた父又は母は当該管理権喪失の審判を受けた父又は母とみなす。

四 附則第五十七条の規定 施行日又は賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律(平成二十三年法律第二百三十九号)の施行日のいづれか遅い日

3 旧法第八百三十四条又は第八百三十五条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の請求(この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。)は、新法第八百三十四条本文又は第八百三十五条の規定による親権喪失又は管理権喪失の審判の請求とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に行われている第三条の規定による改正前の児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護については、施行日に当該一時保護が開始されたものとみなして、第三条の規定による改正後の児童福祉法(次条第一項において「新児童福祉法」という。)第三十三条第五項の規定を適用する。

第四条 この法律の施行の際現に行われている第三条の規定による改正前の児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護については、施行日に当該一時保護が開始されたものとみなして、第三条の規定による改正後の児童福祉法(次条第一項において「新児童福祉法」という。)第三十三条第五項の規定を適用する。

平成二十三年四月二十八日 衆議院会議録第十七号 民法等の一部を改正する法律案及び報告書

その情状が質屋として不適当な者があるに至つたとき。」に改める。

(建築士法の一部改正)

第十八条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二

号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第一項第五号、同条第二項第

二号及び第二十六条第一項第二号中「法定代理

人」の下に「(法定代理人が法人である場合にお

いては、その役員を含む。)」を加える。

(商品先物取引法の一部改正)

第十九条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第

二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同号ル中「又まで」の下に「又はヲ」を加え

る。(商品先物取引法の一部改正)

第二十三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百

八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条

三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

第四十九条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は次号」

を加える。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する

法律の一部改正)

第二十条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に

関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)

の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第二号中「氏名」の下に

「又は名称」を加える。

(港湾運送事業法の一部改正)

第二十二条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律

第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改

め、同項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を

加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第二十五条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法

律第一百七十六号)の一部を次のように改正す

る。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第二十二条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法

律第一百六十六号)の一部を次のように改正す

る。

第四十六条の六第二項第七号中「法定代理人」

の下に「(法定代理人が法人である場合において

は、その役員を含む。)」を加える。

(道路運送法の一部改正)

第二十三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百

八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条

三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

第四十九条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は次号」

を加える。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する

法律の一部改正)

第二十九条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に

関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)

の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第二号中「氏名」の下に

「又は名称」を加える。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十四条 道路運送車両法(昭和二十六年法律

第一百八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に

改め、同号ハ中「又は口」を「口又は二」に改め

る。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第二十五条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法

律第一百七十六号)の一部を次のように改正す

る。

第五条第一項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改

め、同項第六号中「法定代理人」の下に「(法定代

理人が法人である場合においては、その役員を

含む。)」を加える。

第六十五条第二項第六号及び第六十六条第一

項第二号中「法定代理人」の下に「(法定代理人

が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(旅行業法の一部改正)

第二十六条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百

三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改

め、同項第四号中「前三号」の下に「又は第六号」

を加える。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第二十七条 自動車ターミナル法(昭和三十四年

法律第一百三十六号)の一部を次のように改正す

る。

(商業登記法の一部改正)

第二十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第百

三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三十条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和

三十八年法律第一百五十二号)の一部を次のよう

に改正する。

(商業登記法の一部改正)

第二十五条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、

同号第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加え

る。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関

する法律の一部改正)

第三十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償

措置に関する法律(昭和三十八年法律第一百八十

二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「ハまで」を「二ま

で」に改める。

(小型船造船業法の一部改正)

第三十二条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第三十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条第五項第四号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号チ中「法定代理人」の下に「(法定代理人

が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)」を加える。

(警備業法の一部改正)

第三十四条 警備業法(昭和四十七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第八号中「法定代理人」の下に「(法定代理人

が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)」を加える。

(淨化槽法の一部改正)

第三十五条 淨化槽法(昭和五十八年法律第四十

三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

第三十六条第二号リ中「チまで」の下に「又は次号」を加える。

(鉄道事業法の一部改正)

第四十条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十

二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

(港湾労働法の一部改正)

第四十一条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四

十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第二百七十九条第一項第二号中「禁錮」を「禁

錮」に改め、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第四十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四

号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

人であるときは、当該法人又はその役員)」を加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三十九条 施行日が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日前である場合

には、前条(見出し)を含む。)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」と、「同条第九号」とあるのは「同条第五号」とする。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第三十六条 貨物自動車運送事業法(平成元年法第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(保険業法の一部改正)

第四十三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(港湾労働法の一部改正)

第四十四条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十九条第一項第二号中「禁錮」を「禁

錮」に改め、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第四十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四

号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

に改正する。

第四条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

第九号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三十九条 施行日が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日前である場合

には、前条(見出し)を含む。)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」と、「同条第九号」とあるのは「同条第五号」とする。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第三十六条 貨物自動車運送事業法(平成元年法第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(保険業法の一部改正)

第四十三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(港湾労働法の一部改正)

第四十四条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十九条第一項第二号中「禁錮」を「禁

錮」に改め、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第四十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四

号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第三十五条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

任に関する保険料の負担に対する支援等、制度の利用の支援のために必要な措置を講ずること。

五 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について

離婚後の面会交流及び養育費の支払い等については、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。

六 親権制度について

親権制度については、今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、親権の一部制限制度の創設や懲戒権の在り方、離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること。

七 児童相談所長、児童福祉施設の長又は里親等が一時保護中、入所中又は受託中の児童等について行う必要な措置については、個別の事案に適切に対応しうるよう、親権者による不当な主張の判断基準を具体的に示して、関係者に周知を図るとともに、関係者に対する研修の実施など、関係者の資質の向上を図ること。

八 児童虐待の防止等のため、子育てに関する相談・支援体制の充実、虐待通告窓口の周知徹底等、関係する施策の充実・強化に努めること。

九 児童の社会的養護については、里親制度の周

知及び活用、施設の小規模化の推進など、家庭的環境における養護の推進に引き続き取り組むこと。

十 強制入所措置がとられ、かつ、面会通信を全部制限する行政処分がなされている場合に限定されている保護者に対する接近禁止命令の対象の在り方について、更なる検討を行うこと。

十一 東日本大震災により親権者等が死亡し又は行方不明となつた児童等について、未成年後見制度、親族里親制度等の活用により適切な監護が行われるよう必要な支援を行うこと。

十二 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条の五により送付する。

平成二十三年四月二十日

参議院議長 西岡 武夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

第一条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第一節 日本の裁判所の管轄権

(被告の住所等による管轄権)

第三条の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合には居所が知れない場合には訴えの提起前に

本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)は、管轄権を有する。

裁判所は、大使、公使その他外国に在つて

その国の裁判権からの免除を享有する日本人

に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。

裁判所は、法人その他の団体に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは

営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の

住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(契約上の債務に関する訴え等の管轄権)

第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

前記の二節を第一節とし、同節の

第三条の二節を第二節とする。

第一編第二章中第二節を第三節とする。

第五条第十五号中「相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

(管轄裁判所の特例)

第十条の一 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

3 裁判所は、法人その他の団体に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは

営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の

住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

その他の知覚によつては認識することができない方で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削る。

第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に

提起することができる。

一 契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関する行為で行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え

契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

手形又は小切手の支払地が日本国内にあるとき。

三 財産権上の訴え

請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払を請求するものである場合には差し押さえができる被告の財産が日本国内にあるとき(その財産の価額が著しく低いときは除く。)。

四 事務所又は営業所を有する者に対する訴え

当該事務所又は営業所が日本国内にあるとき。でその事務所又は営業所における業務に関するもの

五 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

当該訴えがその者の日本における業務に関するものであるとき。

六 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

船舶が日本国内にあるとき。

七 会社その他の社団又は財團に関する訴えで次に掲げるもの

社団又は財團が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、法人

イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員である者に対する訴え又は社員であつた者からの社員に対する訴え

で、社員としての資格に基づくもの

口 社団又は財團からの役員又は役員であつた者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの

二 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの

八 不法行為に関する訴え

不法行為があつた地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することができないものであつたときを除く。)。

九 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え

船舶の救助があつた地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

十 海難救助に関する訴え

海難救助があつた地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるとき。

十一 不動産に関する訴え

不動産が日本国内にあるとき。

十二 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え

相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合には居所が日本国内に有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)。

十三 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの

訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの同号に定めるとき。

(応訴による管轄権)

第三条の八 被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、裁判所は、管轄権を有する。

(特別の事情による訴えの却下)

第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く)においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

(管轄権が専属する場合の適用除外)

第三条の十 第二条の二から第三条の四まで及び第三条の六から前条までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない。
(職権証拠調べ)

第三条の十一 裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをす

(管轄権の標準時)

第三条の十二 日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定める。
第一百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

(民事保全法の一部改正)

第二条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「一第十二条」を「・第十三条」に、「第十二条」を「第十二条」に改める。

第十条及び第十二条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条 保全命令の申立ては、日本の裁判所に本件の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときに限り、することができる。

第二章第二節の節名、同節第一款の款名及び第十二条の見出しを削り、第十二条の前に次の節名、款名及び見出しを付する。

第二節 保全命令
第一款 通則
(保全命令事件の管轄)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の民事訴訟法の規定(第三条の七を除く。)は、この法律の施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の

管轄権及び管轄に関しては、適用しない。

2 第一条の規定による改正後の民事訴訟法第三条の七の規定は、この法律の施行前にした特定の国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意については、適用しない。

3 第二条の規定による改正後の民事保全法第十一条の規定は、この法律の施行前にした申立てに係る保全命令事件については、適用しない。
(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第一百八十五条中「(平成八年法律第百九号)」の下に「第三条の三第七号ハ及び」を加え、「同号ハ」を「これらの規定」に改める。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

第四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第一編第二章第二節」を「第一編第二章第三節」に改める。

第五条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

(人事訴訟法の一部改正)

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

平成二十三年四月二十八日 衆議院会議録第十七号 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案及び同報告書

三九

官報 (号外)

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府は、

相互理解に基づく文化交流及び文化協力が、両国及び両国民間の友好関係の発展に資することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、両国及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、両国政府間で合意する手続に従つてこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す。

第二条

両国政府は、前条に規定する措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める。

第三条

各政府は、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを書面により相手国政府に通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

一千零十一年十一月十四日に横浜で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

金星煥

附屬書

一 朝鮮王朝儀軌

		書名	編著者	刊写年次	冊数
一	(哲宗大王)	祔廟都監儀軌	儀軌序	清 同治五写 (朝鮮)	一
二	(哲宗大王)	殯殿魂殿都監儀軌	儀軌序	清 同治四写 (朝鮮)	二
三	(哲宗大王)	國葬都監儀軌	儀軌序	清 同治三写 (朝鮮)	三
四	(哲仁王后)	睿陵山陵都監儀軌	儀軌序	清 同治四写 (朝鮮)	四
五	(哲仁王后)	睿陵山陵都監儀軌	儀軌序	清 光緒六写 (朝鮮)	二
六	(哲仁王后)	祔廟都監儀軌	儀軌序	清 光緒七写 (朝鮮)	一
七	(哲仁王后)	國葬都監儀軌	儀軌序	清 光緒六写 (朝鮮)	四
八	(哲仁王后)	殯殿魂殿都監儀軌	儀軌序	清 光緒六写 (朝鮮)	三
九	王世子冊禮都監儀軌	儀軌序	清 光緒一〇写 (朝鮮)	二	
一〇	王世子冊禮都監儀軌	儀軌序	清 光緒元写 (朝鮮)	一	
一一	嘉礼都監儀軌	儀軌序	清 同治五写 (朝鮮)	一	
一二	皇太子嘉礼都監儀軌	儀軌序	韓 光武一一写	二	
一三	(神貞王后)	國葬都監儀軌	儀軌序	清 光緒一八写 (朝鮮)	二
一四	經陵山陵上莎草改修都監儀軌	儀軌序	清 光緒一八写 (朝鮮)	一	
一五	經陵上莎草改修都監儀軌	儀軌序	清 光緒一八写 (朝鮮)	一	
一六	(神貞王后)	殯殿魂殿都監儀軌	儀軌序	清 光緒一八写 (朝鮮)	一
一七	(神貞王后)	祔廟都監儀軌	儀軌序	清 光緒一八写 (朝鮮)	一
一八	(明成皇后)	國葬都監儀軌	儀軌序	韓 光武四写	一
一九	(明成皇后)	洪陵山陵都監儀軌	儀軌序	韓 光武二写	三
二〇	洪陵石儀重修都監儀軌	儀軌序	韓 光武二写	四	
二一	(明成皇后)	殯殿魂殿都監儀軌	儀軌序	韓 光武七写	一
二二	影帳摹写都監補言儀軌	儀軌序	韓 光武二写	二	

官報 (号外)

七五	整理儀軌 (華城役整理)	儀軌序	清 乾隆六〇活 (朝鮮)	八
七六	永興本宮儀式	正祖命編	清 乾隆六〇版 (朝鮮)	
七七	威興本宮儀式	正祖命編	清 乾隆二九写 (朝鮮)	
七八	皇壇從享儀軌	英祖命編	清 乾隆二九写 (朝鮮)	
七九	皇壇儀	英祖命編	清 乾隆二二写 (朝鮮)	
八〇	皇壇增修儀	英祖命編	清 乾隆一四写 (朝鮮)	
八一	進饌儀軌 (純元王后六旬賀食)	儀軌序	清 道光二九活 (朝鮮)	
		小計	八十一部百六十七冊	
二 その他				
一	(増補) 文獻備考 (首正題共二五一卷)	編著者	刊写年次	
二	(增補) 文獻備考 (首正題共二五一卷)	朴容大等	韓 隆熙一活	
三	通文館志	朴容大等 朴斎純等校	五	
四	辛壬紀年提要	具駿遠	清 同治一三版 (朝鮮)	
五	李忠武公全書	李舜臣	清 乾隆六〇銅活 (朝鮮)	
六	退溪先生言行錄	趙挺	清 順治三版 (朝鮮)	
七	東史補遺	俞榮	清 乾隆版 (朝鮮)	
八	歷史提綱	洪汝河	清 順治三版 (朝鮮)	
九	(木齋家塾) 藝叢歷史	李福源等	清 乾隆版 (朝鮮)	
一〇	藝叢錄	尹応大等	清 道光一一本活 (朝鮮)	
一一	弘文館志	李魯春等	清 乾隆四九銅活 (朝鮮)	
一二	林忠愍公集	李淳憲	清 光緒一六木活 (朝鮮)	
一三	漢訓釋要	趙寅永等	清 道光二八木活 (朝鮮)	
一四	芝峰類說	李暉光	清 道光二八木活 (朝鮮)	
一五	國朝宝鑑 (八二卷)		一〇	
		二六	四	
		二七	三	
		二八	二	
		二九	一	
		三〇	一	
		三一	一	
		三二	一	
		三三	一	
		三四	一	
		三五	一	
		三六	一	
		三七	一	
		三八	一	
		三九	一	
		四〇	一	

一六	國朝通紀	東閣雜記	濟陽日記	祖鑑	教孝錄	三忠錄	同眷年譜	二三
一七	寄齋雜記 (欠卷四至六)							
一八								
一九								
二〇								
二一								
二二								
二三								
二四	李文靖公寒記	宋堯佐	李得元	李頤等	朴聖源	東宮官	趙顯命	李廷馨
二五	邑誌							
二六	戊申事續							
二七	乙巳定難記							
二八	癸卯日錄							
二九	嶺南人物考							
三〇	弘齋全書							
三一	同文考略							
三二	宋子大全							
三三	尤庵集							
三四	增正交隣志							
三五	自警編							
三六	正廟御製							
三七	列聖詒狀							
三八	甲午軍政案記							
三九	秉言							
四〇	本朝紀略							

発展するよう努めること。

なお、本協定は、各政府がそれぞれ必要な国内手続が完了したことを相手国政府に対して通告し、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定の締結により附属書に掲げる図書が我が国政府から大韓民国政府に対して引き渡されることは、両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展並びに両国間及び両国民間の友好関係の発展に資することが期待されることから有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年四月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿
外務委員長 小平 忠正

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年四月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

(漁港漁場整備法の特例)
第三条 農林水産大臣は、漁港管理者(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第二十

五年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災県に代わってその権限を行うものとする。

(砂防法の特例)
第四条 國土交通大臣は、被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘査して必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わってその権限を行う農林水産大臣又は県は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、國又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業及びこれに関連する事業に係る工事を実施するための措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「被災地方公共団体」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた県又は市町村をいう。

2 この法律において「被災県」とは、被災地方公共団体である県をいう。

3 この法律において「被災市町村」とは、被災地方公共団体である市町村をいう。

4 この法律において「災害復旧事業」とは、公共施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

右

う。以下この条において同じ。)である被災県の知事から要請があり、かつ、当該被災県における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘査して必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災県に代わって自ら同法第三条に規定する漁港施設であつて政令で定めるもの平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事(以下この条において「特定災害復旧等漁港工事」という。)を実施することとする。

4 第二項の県は、同項の規定により特定災害復旧等漁港工事を実行する場合においては、政令で定めるところにより、同項の被災市町村に代わってその権限を行うものとする。

5 第一項の規定により農林水産大臣が実行する特定災害復旧等漁港工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の被災県は、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等漁港工事を実行することとした場合に国が当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

6 第二項の規定により県が実行する特定災害復旧等漁港工事については、当該県の費用をもつてこれを実行する。この場合において、国は同項の被災市町村が自ら当該特定災害復旧等漁港工事を実行することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該県に補助し、当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額を負担する。

7 第三項又は第四項の規定により漁港管理者に代わってその権限を行う農林水産大臣又は県は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、漁港管理者とみなす。

官 報 (号 外)

は、政令で定めるところにより、同項の被災市町村の長が自ら当該特定災害復旧等河川工事を施工することとした場合に国が当該被災市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該県に補助し、当該被災市町村は、政令で定めるところにより、当該費用の額から国が当該県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担する。

7 この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長に委任することができる。

8 第三項の規定により二級河川若しくは準用河川の河川管理者(河川法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。以下この項において同じ。)に代わってその権限を行う国土交通大臣又は第四項の規定により準用河川の河川管理者に代わってその権限を行う県知事は、同法第七章(同法第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、河川管理者とみなす。

(急傾斜地の崩壊による灾害の防止に関する法律の特例)

第九条 土地の所有者等は、被災地の知事から要請があり、かつ、当該被災地における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地に代わって自ら平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によつて必要を生じた次に掲げる事業に係る急傾斜地の崩壊による灾害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事(以下この条において「特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事」という。)を施行することができる。

二 災害復旧事業

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防

止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他の災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

9 この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長に委任することができる。

10 第二項の規定により県知事に代わってその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊によつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

二 灾害復旧事業

二 灾害復旧事業の施行のみでは再度災害の防

止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他の災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

同項の被災県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施工することとした場合に国が当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担する。

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法の一部を次のよう改正する。

別表第一に次のように加える。

6 第二項の規定により県知事に代わってその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊によつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

7 第七条第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。)

1 第二項の規定により県知事に代わってその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊によつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

2 地方自治法の一部を次のよう改正する。

別表第一に次のように加える。

3 第七条第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。)

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第二号)

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、国又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行するための措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 第二項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、

6 第二項の規定により県知事に代わってその権限を行う国土交通大臣は、急傾斜地の崩壊によつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

7 第七条第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。)

8 第一項の規定により国土交通大臣が施行する特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、

官 報 (号 外)

理由

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁が建築物の建築を制限し、又は禁止することを可能とする特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁が建築物の建築を制限し、又は禁止することを可能とする特例措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

第一条 この法律は、特定求職者に対し、職業訓練の実施、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就

三 特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

本案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁が建築物の建築を制限し、又は禁止することを可能とする特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

右報告する。
平成二十三年四月二十七日
衆議院議長 横路 孝弘殿
国土交通委員長 古賀 一成

職を促進し、もつて特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長との他の関係者の意見を聞くものとする。

画等のため必要があり、かつ、市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、建築基準法第八十四条の規定にかかるわらず、被災市街地復興特別措置法第五条第一項各号に掲げる要件に該当する区域を指定して、平成二十三年九月十一日までの間、期間を限り、建築物の建築を制限し、又は禁止すること。

特定行政庁は、特に必要があると認めるとときは、更に二月を超えない範囲内において一

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案	右
国会に提出する。	
平成二十三年二月十四日	
内閣総理大臣 菅 直人	
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	
第一章 総則(第一条・第二条)	目次
第二章 特定求職者に対する職業訓練の実施	(第三条―第六条)

用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者及び同法第十五条规定する受給資格者である者を除く。)のうち、労働の意思及び能力を有しているものであつて、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたものをいう。

第二章 特定求職者に対する職業訓練の実施

(職業訓練実施計画)

第三条 厚生労働大臣は、特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条

5 前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

(厚生労働大臣による職業訓練の認定)

第四条 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次の各号のいずれにも適合するものであるとの認定をすることができる。

一 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること。

二 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定求職者に対する職業訓練の実施
(第三条—第六条)

(職業訓練実施計画)
第三条 厚生労働大臣は、特定求職者について、
その知識、職業経験その他の事情に応じた職業
訓練を受ける機会を十分に確保するため、次条

二 あること。
就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。

の期間を延長することができるこ

- 3 1の建築制限又は禁止は、区域の指定の際現に当該区域内において建築の工事中の建築

第三章 職業訓練受講給付金（第七条—第十条）

- ## 第四章 就職支援計画の作成等(第十一条—第十三条)

第二項に規定する認定職業訓練その他の特定求

- 職者に対する職業訓練の実施に関する重要な事項を定めた計画(以下「職業訓練実施計画」という。)を策定するものとする。

三 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定職業訓練を行う者に対する助成）

第五条 国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行なう者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条 機構は、認定職業訓練を行う者に対し、当該認定職業訓練の実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

（職業訓練受講給付金の支給）

第七条 国は、第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練受講給付金の支給（以下「職業訓練受講給付金の支給」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2 職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第八条 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができる、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、認定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明したことによりその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該認定職業訓練を行う者は、政府は、当該認定職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により

た者と連帶して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をするなどを命ずることができる。

（譲渡等の禁止）

第九条 職業訓練受講給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十一条 租税その他の公課は、職業訓練受講給付

金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

2 第四章 就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第十一條 公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者に關し、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一 職業指導及び職業紹介

二 認定職業訓練又は公共職業訓練等

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第十二條 公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

3 公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなつたと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

（関係機関等の責務）

第十三條 職業安定機関、認定職業訓練を行う者、公共職業能力開発施設の長その他関係者は、前条第一項の規定による指示を受けた特定

求職者の就職支援措置の円滑な実施を図るために、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

2 第五章 雜則

（時効）

第十四条 職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第八条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告）

第十五条 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、認定職業訓練を行なう者又は認定職業訓練を行つていた者（以下「認定職業訓練を行う者等」という。）に対して、

「認定職業訓練を行う者等」という。）に對して、報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、特定求職者又は特定求職者であつた者（以下「特定求職者等」という。）に對して、報告を求めることができる。

3 機構は、第四条第一項の規定による認定に

する事務に関し必要があると認めるときは、認定職業訓練を行う者等に對し、報告を求めることができる。

官報(号外)

(立入検査)

第十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対し質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による質問又は立入検査（認定職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4 機構は、前項の規定により同項に規定する質問又は立入検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該質問又は立入検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5 第二項の規定は、第三項の規定による立入検査について準用する。

6 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(船員となるとする者に関する特例)

第十七条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員となるとする者に関しては、第一条中「公共職業安定所」にとあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に」と、同条、第七条第一項、第十二条及び第十二条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

(権限の委任)

第十八条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができることを、又は虚偽の報告をした場合又は虚偽の報告をした場合

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 罰則

第二十条 認定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

二 第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に

対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十一条 特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 第十六条第一項の規定による質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めたときは、遲滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第三条第一項及び第二項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次

年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次

年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次

相当認定は、施行日までの間に厚生労働省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、厚生労働大臣が行つた第四条第一項の認定とみなす。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

(雇用保険法の一部改正)

第四条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第

号)第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第一条に規定する特定求職者に対し、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。」の下に「及び第六十四条に規定する職業訓

練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第六十四条に規定する職業訓練受講給付

金の支給については、当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

（特別会計に関する法律の一部改正）

四条に規定する事業(第六十八条第二項において「就職支援法事業」という。)に要する費用(第一項第四号に規定する費用を除く。)及び「を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援法事業」を、「能力開発事業」の下に「(第六十三条に規定するものに限る。)」を加える。

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一

部改正)

第六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改める。

第六十二条第五項中「第五項」の下に「の規定による改正する。

第一項の職業訓練受講給付金を支給すること

ができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。」の下に「及び第六十四条に規定する職業訓

練受講給付金の支給」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第六十四条に規定する職業訓練受講給付

事業」の下に「(同法第六十三条に規定するものに限る。)」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第二項中「及び雇用保険事業」を「並びに同法第六十四条に規定する事業(以下「就職支援法事業」という。)に要する費用並びに雇用

支援法事業」に改める。

第一百二条第三項中「歳入額(雇用安定事業及び

能力開発事業)」の下に「(雇用保険法第六十三条に規定する事業(以下「就職支援法事業」という。)に要する費用並びに雇用

支援事業」に改める。

第一百二条第三項中「第六十三条」の下に「(若しくは第六十四条)」を加え、同表の七十一の

項の次に次のように加える。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に

「(若しくは第六十四条)」を加え、同表の七十一の

項の次に次のように加える。

別表第一の七十の項中「第六十三条」の下に

「(若しくは第六十四条)」を加え、同表の七十一の

七十一の二 厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
------------------------------------	------------------------------

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の公布の日から施行日の前日までにおいては、前条の規定による改正後の

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中

で間においては、前条の規定による改正後の

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中

で間においては、前条の規定による改正後の

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中

で間においては、前条の規定による改正後の

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中

で間においては、前条の規定による改正後の

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中

で間においては、前条の規定による改正後の

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中

で間においては、前条の規定による改正後の

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中

に規定するものに限る。以下この項において同じ。」を加え、「歳出額(次条第三項)」を「歳出額(同条第三項)」に改め、「失業等給付費」の下に「(就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。)」を加える。

(就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。)を加える。

八十九号)の一部を次のように改正する。

に規定するものに限る。以下この項において同じ。」を加え、「歳出額(次条第三項)」を「歳出額(同条第三項)」に改め、「失業等給付費」の下に「(就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。)」を加える。

(就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。)を加える。

八十九号)の一部を次のように改正する。

に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

(傷病手当の日額に関する経過措置)

第三条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第四条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同一条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで(第十七条第四項第一号を除く。)の規定を適用した場合」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この条において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同一条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで(第十七条第四項第一号を除く。)の規定を適用した場合」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この条において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。」とする。

(特例受給資格者に対する経過措置)

第五条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定については、同一条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで(第十七条第四項第一号を除く。)の規定を適用した場合」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号」とする。

(第十五条第一項に規定する受給資格者とみな

して第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。次項において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同一条第一項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

(就業促進手当の支給に関する経過措置)

第六条 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第一項に規定する受給資格者等(以下この条において「受給資格者等」という。)に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(育児休業給付金の額に関する経過措置)

第七条 育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この条において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号」とする。

(政令への委任)

第十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この条において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号」とする。

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るために、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 雇用保険法の一部改正
 - (一) 失業等給付における基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額について、その下限額、上限額等を引き上げること。
 - (二) 再就職手当について、支給要件を緩和している暫定措置を恒久化するとともに、暫定措置として引き上げている給付率を更に引き上げた上で恒久化すること。
 - (三) 常用就職支度手当について、給付率を引き上げている暫定措置を恒久化すること。
- 2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正
 - (四) 雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止すること。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この項において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者と、「第十七条」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条」とする。

(議案の目的及び要旨)

本案は、最近の厳しい雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るために、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(第八条 介護休業給付金の額に関する休業を開始

した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号。以下この条において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者と、「第十七条」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条」とする。

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るために、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、千分の十四とすること。

理由

この法律は、平成二十三年八月一日から施

3 施行期日

の中小企業者から事業を承継する場合における当該他の中小企業者をいう。

第二条中第二十一項を第二十項とし、第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とする。

第三条第一項中「経済産業大臣」の下に「及び財務大臣（財務大臣にあっては、次項第六号に掲げる事項に限る。）」を加え、同条第二項第六号を次のように改める。

六 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融

合及び資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する株式会

社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及

び指定金融機関（第二十四条の五第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第

二十四条の二を除き、以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項

第三条第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 事業革新新商品生産設備の導入に関する次に掲げる事項

イ 事業革新新商品の基準に関する事項
ロ 導入すべき事業革新新商品生産設備の基

準に関する事項
ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業革新新商品生産設備の導入に関する重要な事項

第三条第三項から第五項までの規定中「経済産業大臣」の下に「及び財務大臣」を加える。

第四条第一項を次のように改める。

主務大臣は、基本指針（前条第二項第九号に掲げる事項に係る部分を除く。）に基づき、所管に係る事業分野のうち、次に掲げる事業分野を指定し、当該事業分野に係る産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

一 過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。）にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの

二 次に掲げる事業分野であつて当該事業分野の革新を図ることが適当と認められるものイ 生産性の向上が特に必要な事業分野ロ 我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野ハ 新需要の開拓が特に必要な事業分野

第五条第四項を次のように改める。
4 事業再構築計画には、事業再構築に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加に関する計画を含めることができる。

第五条第六号中「同一の業種に属する」を「その営む」を削り、「同一の業種に属する他の」を「他の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る」を削り、「必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付

事業と同一の事業分野に属する事業を営む」に改める。

第七条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四項第六号中「他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画にあつては」を削り、同号イ中「当該」を「第一項の認定の」に、「当該申請に係る他の事業者から承継する」を「その営む」に改める。

第九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項第六号イ中「当該事業者が経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して行う」を「その営む」に、「分野」を「事業分野」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十条第三項中「前条第五項各号」を「前条第四項各号」に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第十二条第六項第六号中「同一の業種に属する」を削り、同号イ中「当該業種に属する」を「その営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む」に改める。

第十三条第一項中「同一の業種に属する事業を営む」を削り、「同一の業種に属する他の」を「他の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る」を削り、「必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付

に係る」を「当該」に、「が当該送付に係る事業再構築に係る業種、経営資源再活用に係る他の事業者から承継する事業の属する事業分野、経営資源融合に係る事業の属する事業分野又は資源生産性革新に係る業種（以下この項において「事業再構築業種等」という。）における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする」を「が、当該申請を行なう事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする」に、「当該事業再構築業種等」を「当該事業分野」に、「当該意見」を「主務大臣の意見」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条の見出し中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第一項中「事業革新設備の」を「事業革新新商品生産設備の」に、「事業革新新商品生産設備導入計画」を「事業革新設備導入計画」に改め、同条第二項を記載しなければならない。

第十五条第一項中「事業革新設備導入計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 事業革新新商品生産設備導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業革新新商品生産設備の導入の目標
二 導入しようとする事業革新新商品生産設備に係る事業革新新商品の内容

三 導入しようとする事業革新新商品生産設備の内容及び導入時期

四 事業革新新商品生産設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

第十四条第三項中「その事業革新設備導入計画」を「その事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同項各号中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に、「係る事業革新設備」を「係る事業革新新商品生産設備」に改め。

第十五条の見出し中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第一項中「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「事業革新設備導入計画」に改め、同条第二項中「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「係る事業革新設備導入計画」を「係る事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第三項中「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「事業革新設備導入計画」に改め、同条第四項中「認定事業革新新商品生産設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に改め。

第二十一条の次に次の二条を加える。
 (株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例)
 第二十二条の二 認定事業者である株式会社が認める。

定計画に従つて公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。)

当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合(外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。以下この項において同じ。)であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自^レ株式の処分をするとき又は認定事業者である株式会社が認定計画に従つてその子会社(会社法第二百九十九条第一項第二号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限り、以下この項において同じ。)に對して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従つて当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合における当該認定事業者に係る同法第二百九十九条、第二百一条(第一項及び第二項を除く。)、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

次に掲げる事項(第三号に掲げる事項を除く。)

募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)又はその数の算定方法

募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)募集株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)募集株式一株と引換えて買い付けた当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債(以下「特定株式等」という。)の数

又はこれらに類似するものを含む。並びに当該公開買付けにおいて当該株式と併せて買い付けた当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債(以下「特定株式等」という。)の数

当該他の株式会社の特定株式等の決議によらないで

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十条の二第三項の規定により読み替えて適用する第七百九十六条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第三項の規定により、株主総会の決議によらないで

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十条の二第三項の規定により読み替えて適用する第七百九十六条第三項の規定により、株主総会の決議によらないで

募集株式の払込み又は前号の財産

第一項の規定により読み替えて適用する第七百九十九条第二項の取締役会の決議によつて

第一項の規定により読み替えて適用する第七百九十九条第一項第四号

当該他の株式会社の特定株式等の決議によらないで

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十五条第二項に規定する主務省令

募集株式と引換えて給付する当該他の株式会社の特定株式等の

募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産

第二百一条第五項

法務省令

募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産

官報(号外)

第七百九十六条第三項	存続株式会社等の合計額	八 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額
第七百九十六条第三項第二号、第七百九十七条第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第七百九十八条第一項、第二項及び第四項	当該認定事業者である株式会社	当該認定事業者である株式会社
第七百九十六条第三項第二号及び第四項	法務省令	法務省令
第七百九十六条第四項	前条第一項	主務省令
第七百九十六条第四項並びに第七百九十七条第一項及び第二項第一号	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分
第七百九十六条第四項	存続株式会社等に	当該存続株式会社等に
第七百九十六条第四項及び第七百九十七条第二項第一号イ	当該存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社
第七百九十六条第四項、第七百九十七条第三項及び第七百九十八条第一項	効力発生日	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の全部を中止
第七百九十六条第四項、第七百九十七条第三項及び第七百九十八条第一項	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第七百九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定によることを証する書面」とする。(全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例)

第七百九十六条第四項	吸収合併契約等の承認を受けなければ	当該募集事項を定めなければ
第七百九十七条第三項	吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所(第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項)	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をする旨並びに当該他の株式会社又は外国法人の商号及び住所
第七百九十七条第四項第二号	第七百九十五条第一項の株主総会の決議によって吸収合併契約等の承認を受けた場合	第百九十九条第二項の株主総会の決議によって募集事項を定めた場合
第七百九十七条第七項	吸收合併等を中止	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の全部を中止
4 第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。)及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた株式の発行であること」を証する書面」とする。(全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例)	公開買付けの方法により他の株式会社の株式を取得した場合(当該他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権及び会社法第一百八条第一項第七号に掲げる事項についての定期的の革新に関する特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた株式の発行であること)を証する書面」とする。	会社が行う全部取得条項付種類株式(同法第百七十二条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下この項において同じ。)の発行のために必要な定款の変更及び当該全部取得条
第二十一条の三 認定事業者が認定計画に従つて		

項付種類株式の全部の取得(その取得に際して当該他の株式会社の株主に対し交付しなければならない当該他の株式会社の株式の数に一株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数の合計数(その合計数に一に満たない端数があるとき)にあっては、これを切り捨てるものとする。)に相当する数の株式の競売以外の方法による売却を含む)であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに相当する同法第百十一条第二項、第百五十五条、第百七十二条、第百七十三条第

二項、第二百三十四条及び第四百六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 法令又は定款に違反していないこと。
二 当該全部取得条項付種類株式の取得に際して、当該他の株式会社の株主に対し、当該公開買付けにおける買付け等の価格(金融商品取引法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。)に相当する取得対価(会社法第百七十二条第一項に規定する取得対価をいう。)が割り当てられること。

第一百十一条第二項	次に掲げる種類株主	次に掲げる種類株主(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた場合にあっては、第二号又は第三号に掲げる種類株主に限る。)	定めなければならない	第一百七十二条第一項
-----------	-----------	--	------------	------------

第四百六十六条	第二百三十四条第二項	第一百七十三条第二項	第一百七十二条第一項	次に掲げる株主
変更することができる	裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、役員が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定に係る競売以外の方法により、これを売却することができ	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた定款の変更について、株主総会の決議によらないで、その認定に係る全部取得条項付種類株式を取得すること及び次に掲げる事項を定めることができる	全ての株主

官報(号外)

2 会社法第百六十九条第三項及び第四項並びに第九百四十条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第一項の規定による決定をしたときは」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する第百七十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めたときは」と、「株式会社」とあるのは「同法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けた全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社」と、「同項の規定により決定した取得条項付種類株式の全部の取得を行う株式会社の株主及びその登録株式質権者に対し」とあるのは「当該株式会社の株主に対し」と、「当該取得条項付株式」とあるのは「当該全部取得条項付種類株式」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の場合における商業登記法第四十六条第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項及び第四項中「書面」とあるのは「書面及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第二項中「その議事録」とあるのは「その議事録及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

第二十四条の二の見出しを「公庫の行う損失補填業務」に改め、同条第一項中「株式会社日本政策金融公庫は」を「公庫は」に改め、「法律第五十七条」の下に「以下「公庫法」という。」を加え、「補てん」を「補填」に改め、同条第二項中「株式会社日本政策金融公庫法」及び「同法」を「公庫法」に、「補てん」を「補填」に改め、同条の次に次の十一条を加える。

(公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務)

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十号。以下「特別措置法」という。)
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、特別措置法
第七十一条	この法律	この法律、特別措置法
第五十九条第一項	特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項	特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律(特別措置法第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する工エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第七十三条第二号	第十一條	第十一條及び特別措置法第二十条の三第一項
第十一條	第十一條及び特別措置法第二十条	第十一條及び特別措置法第二十条の三第一項

第七十三条第七号

第五十八条第二項

第五十八条第二項(特別措置法)

第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

附則第四十七条第一項

公庫の業務

公庫の業務(特別措置法第二十四条の三第一項に規定する事業再構築等促進円滑化業務を除く。)

(事業再構築等促進円滑化業務実施方針)

第二十四条の四 公庫は、基本指針(第三条第二項第六号に掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。)に即して、主務省令で定めるところにより、事業再構築等促進円滑化業務の方法及び条件その他事業再構築等促進円滑化業務を実施するための方針(以下「事業再構築等促進円滑化業務実施方針」という。)を定めなければならない。

2 公庫は、事業再構築等促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の規定による主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業再構築等促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業再構築等促進円滑化業務実施方針に従つて事業再構築等促進円滑化業務を行わ

あること。

三 人的構成に照らして、事業再構築等促進業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定(以トこの節において単に「指定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、基本指針及び事業再構築等促進円滑化業務実施方針に即して事業再構築等促進業務に関する規程(次項及び第二

十四条の七において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業再構築等促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法

律又はこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第二十四条の十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に、次のいずれかに該当する者がある者
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産

者で復権を得ないもの

口 指定金融機関が第二十四条の十二第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示)

第二十四条の六 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事務所所在地を公示しなければならない。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の

所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第二十四条の七 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再構築等促進業務の適正かつ確実な遂行上不適

針に適合し、かつ、事業再構築等促進業務を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十四条の八 公庫は、事業再構築等促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業再構築等促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再構築等促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業再構築等促進業務及び公庫が行う事業再構築等促進円滑化業務の内容及び方法

2 その他の主務省令で定める事項
2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十四条の九 指定金融機関は、事業再構築等促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条の十 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業再構築等促進業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)
二十四条の十一 指定金融機関は、事業再構築

等促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止

しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

3 指定金融機関が事業再構築等促進業務の全部

2 を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十四条の十二 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指

定を取り消すことができる。

一 事業再構築等促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

二十四条の十三 指定金融機関について、第二十一条の十一第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関が行つた事業再構築等促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、

なお指定金融機関とみなす。

第二十五条第一項中「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に、「中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用計画」を「中小企業経営資源活用」に改め、

新設備」を「従つて事業革新新商品生産設備」に改める。

3 中小企業経営資源活用計画には、特定許認可

等行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号の許認可等であつて、それに基づく地

位を被承継中小企業者が有する場合において當該地位が当該中小企業者に承継されることが中

小企業経営資源活用の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第三十二条の二までにおいて同じ。)に基づく

被承継中小企業者の地位であつて、当該中小企

業経営資源活用のために当該中小企業者が承継しようとするものを記載することができる。

4 前項の規定により記載をした中小企業者が、第一項の認定を受けようとするときは、当該被承継中小企業者と共同して、その中小企業経営資源活用計画を都道府県知事に提出しなければならない。

第三十一条に次の四項を加える。
六 都道府県知事は、中小企業経営資源活用計画に第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企

業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならぬ。

源活用新事業が」を「中小企業経営資源活用が」に改め、同項第二号中「経営資源活用新事業計画」を

「中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業」を「中小企業経営資源活用」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 中小企業経営資源活用計画には、特定許認可

等行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二

条第三号の許認可等であつて、それに基づく地

位を被承継中小企業者が有する場合において當

該地位が当該中小企業者に承継されることが中

小企業経営資源活用の円滑化に特に資するもの

として政令で定めるものをいう。以下この条から第三十二条の二までにおいて同じ。)に基づく

被承継中小企業者の地位であつて、当該中小企

業経営資源活用のために当該中小企業者が承継しようとするものを記載することができる。

4 前項の規定により記載をした中小企業者が、第一項の認定を受けようとするときは、当該被承継中小企業者と共同して、その中小企業経営資源活用計画を都道府県知事に提出しなければならない。

六 都道府県知事は、中小企業経営資源活用計画に第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企

7 行政庁は、都道府県知事及び第一項の認定の申請を行った者に対し、同意に必要な情報の提供を求めることができる。

8 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。

9 前項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条の見出しを「中小企業経営資源活用計画の変更等」に改め、同条第一項中「受けた者」の下に「(次項及び次条第二項において「認定中小企業経営資源活用新事業計画」を「中小企業経営資源活用事業者」という。)」を加え、「経営資源活用計画」に改め、同条第二項中「前条第五項」に、「の認定について」を「の認定に準用し、同条第七項から第九項までの規定は、第三項の同意に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第一項の認定に係る経営資源活用新事業計画による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業が」を「中小企業経営資源活用が」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による変更の認定の申請は、前条第三項の特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位が記載されている場合又は新たに特定許認可等に基づく被承継中小企業者の地位を記

載しようとする場合にあつては、当該認定中小企業経営資源活用事業者が、被承継中小企業者と共同で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業経営資源活用計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業経営資源活用計画」という。)に従つて中小企業者が事業を承継した後においては、当該中小企業者が、単独で行うことができる。

3 都道府県知事は、認定中小企業経営資源活用計画に従つて中小企業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするとときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得なければならない。

4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(号外)

官

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第三十六条項を「第二条第十四項」に改める。

第三十五条第一項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業に」を「中小企業経営資源活用新事業に」に改め、同条第二項中「経営資源活用関連保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業計画」を「認定経営資源活用新事業計画」に、「認定経営資源活用新事業に」に改め、同条第三項及び第四項中「経営資源活用新事業資金」を「中小企業経営資源活用資金」に改め、同条第三項及び第四項中「経営資源活用新事業保証」を「中小企業経営資源活用関連保証」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第二条第十八項第二号」を「第二条第十六項第二号」に、「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用新事業計画」に、「経営資源活用新事業を」を「認定中小企業経営資源活用新事業を」に改める。

第三十八条(見出しを含む。)中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改める。

第三十三条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第十八項第一号」を「第二条第十六項第一号」に改め、同号口中「第二条第十八項第四号」を「第二条第十六項第四号」に改める。

第三十四条第一項及び同条第二項の表中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十九条の二第三項中「(平成五年法律第八十
八号)」を削る。

第四十条第一項中「経営資源活用新事業」を「中
小企業経営資源活用」に改める。

第四十一条第二項第一号イ中「経営資源活用新
事業」を「中小企業経営資源活用」に改め、同項第
三項を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を
「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第
二号中「前号イ」を「第一号イ」に改め、同号を同項
第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え
る。

二 前号イに掲げるものに係る合併、事業の譲
渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関
し仲介を行うこと。

第四十三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、
適用しない。

一 認定支援機関が第四十一条第二項第一号に
掲げる業務(同号口に掲げるものに係るもの
に限る。)及び同項第二号に掲げる業務(以下
この号において単に「業務」と総称する。)を円
滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整
備機構の助言を受けることが必要な場合にお
いて、認定支援機関の役員若しくは職員又は
中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法
人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務
に関する情報

二 認定支援機関が第四十一条第二項第二号に
第一項として次の二項を加える。

掲げる業務(以下この号において単に「業務」
という。)を円滑に行うために他の認定支援機

関から情報の提供を受けることが必要な場合
において、当該認定支援機関の役員若しくは
職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、
当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又
は中小企業再生支援協議会の委員に提供する
当該業務に関する情報

第七十二条第一項中「認定事業革新設備導入事
業者」を「認定事業革新設備導入事業者」に、
「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業
革新新商品生産設備導入計画」に、「従つて事業革
新設備」を「従つて事業革新新商品生産設備」に改
め、同条第三項中「中小企業者による新事業の開
拓」を「中小企業経営資源活用」に改める。

第七十三条第一項中「認定事業革新設備導入事
業者」に、「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業
革新新商品生産設備導入事業者」を「認定事業
革新設備導入計画」に改め、同条第四項中「認定中小
企業経営資源活用新事業計画」を「認定中小
企業経営資源活用新事業」に改める。

第七十七条第一項中「(平成五年法律第八十
八号)」を削る。

第七十五条第一項第八号中「事業革新設備導入
計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に、
「事業革新設備」を「事業革新新商品生産設備」に改
め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第
九号の次に次の一号を加える。

十 事業再構築等促進円滑化業務及び事業再構
築等促進業務に関する事項 経済産業大臣及
び財務大臣

第八十二条中「第七十三条の二第一項」を「第七
十三条の二第二項」に改める。

第八十三条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当するときは、その
違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処
する。

一 第二十四条の九の規定に違反して、帳簿を
備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚
偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたと
き。

二 第二十四条の十一第一項の規定による届出
機関等に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及
び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第
二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第
三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に
第一項として次の二項を加える。

四 第七十三条の二第一項の規定による報告を
せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
したとき。

主務大臣は、この法律を施行するため必要が
あると認めるときは、指定金融機関から事業再
構築等促進業務に関し報告をさせ、又はその職
員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に
立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ
ることができる。

第七十三条の次に次の二条を加える。

第八十三条の二 第二十二条の二第三項において
読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三
項若しくは第四項の規定又は第二十二条の三第三
項若しくは第四項の規定に違反して公
告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の
公告若しくは通知をしたときは、その違反行為
をした株式会社の取締役、執行役、清算人、清
算人代理、民事保全法(平成元年法律第九十一
号)第五十六条に規定する仮処分命令により選
任された取締役、執行役若しくは清算人の職務
を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五
号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役

第八十三条の三 第二十四条の四第二項又は第二
十四条の八第二項の規定に違反して、主務大臣
の認可を受けなかつた場合には、その違反行為
をした公庫の取締役、執行役又はその職務を行
うべき社員は、百万円以下の過料に処する。

とき。

四 第七十三条の二第一項の規定による報告を
せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
したとき。

第八十三条の二 第二十二条の二第三項において
読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三
項若しくは第四項の規定又は第二十二条の三第三
項若しくは第四項の規定に違反して公
告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の
公告若しくは通知をしたときは、その違反行為
をした株式会社の取締役、執行役、清算人、清
算人代理、民事保全法(平成元年法律第九十一
号)第五十六条に規定する仮処分命令により選
任された取締役、執行役若しくは清算人の職務
を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五
号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役

第八十三条の三 第二十四条の四第二項又は第二
十四条の八第二項の規定に違反して、主務大臣
の認可を受けなかつた場合には、その違反行為
をした公庫の取締役、執行役又はその職務を行
うべき社員は、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業再構築計画等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「旧法」という。)第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項及び第十一項、第百一号の特例、認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際に旧法第四十一条第一項の規定を受けている者は、この法律の施行の取消しの基準並びに旧法第十三条第一項及び第二項の規定による意見の陳述については、なお従前の例による。

第二条 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新(以下この項において「事業再構築等」という。)に係るこの法律による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「新法」という。)第二十一条の規定は、この法律の施行後に新法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の規定により主務大臣に提出される計画であつて当該各項の認定(新法第六条第一項、第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の変更の認定を含む。)を受けたものに従つて行われる事業再構築等について適用する。

第三条 事業再構築計画等に関する経過措置(政令への委任)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

3 旧法第三十一条第一項の認定を受けた者に関する。

する計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十号)の特例、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第二百十五号)の特例、中企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第二百一号)の特例、認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第六条 政府は、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、新法第二章の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(見直し)
第六条 政府は、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘査しつつ、新法(第二章の二の規定を除く。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

第四条第二項中「第二条第二十六項」を「第二条第二十五項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改める。

第六条 政府は、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、新法第二章の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新が重要であることに鑑み、国際競争力の強化を目指した事業者の迅速かつ機動的組織再編を促すため、組織再編に係る手続を簡素化するための会社法に係る特例措置、事業者の資金の調達を円滑にするための支援措置等を講ずるとともに、中小企業者等の商品の生産の効率化等を促進するため、事業者による事業革新商品生産設備の導入のための支援措置、中小企業における事業の承継を通じた経営資源の活用のための支援措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号の二(中「第二条第二十七項」を「第二条第二十六項」に改める。)

(株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

第八条 株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「第二条第二十五項」を「第二条第二十四項」に改める。

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律の一部改正)

第九条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

本案は、国際経済の競争激化や需要構造の変化に我が国経済が対応するための産業再編の促進及び中小企業等の生産効率化を図るために位置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 産業再編に係る計画認定について、適正な競争の確保の観点から主務大臣と公正取引委員会との協議の制度を創設し、事業統合の円滑化を図ることとする。
- 2 自社株を対価とする株式公開買付けについて、自社株式と買付け対象株式との交換比率を募集事項として定めることとするなど、手続適正化のための会社法の特例措置を講じること。
- 3 一定以上の株主が株式公開買付けに応じた場合に、全部取得条項付種類株式の発行及び取得を行う際に必要な株主総会の決議を不要とするなど、完全子会社化手続の簡素化のための会社法の特例措置を講じること。
- 4 認定事業者等に対し、事業再構築等のための措置であつて政令で定めるものを行うのに必要な融資を行う指定金融機関に対し、株式会社日本政策金融公庫が必要な資金の貸付けを行う制度を創設すること。
- 5 事業革新に必要な新商品の生産設備を導入する計画の認定制度を創設し、認定事業者に対し金融及び税制等の支援措置を講じること。
- 6 中小企業者の事業の引継ぎを通じた経営資源の活用を図るための計画の認定制度を創設し、事業の引継ぎの仲介及び金融支援等の措置を講じること。
- 7 この法律は、公布の日から起算して三月を

1 産業再編に係る計画認定について、適正な競争の確保の観点から主務大臣と公正取引委員会との協議の制度を創設し、事業統合の円滑化を図ることとする。

2 自社株を対価とする株式公開買付けについて、自社株式と買付け対象株式との交換比率を募集事項として定めることとするなど、手続適正化のための会社法の特例措置を講じること。

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、国際経済の競争激化や需要構造の変化に我が国経済が対応するための措置として妥当なものと認めるが、主務大臣と公正取引委員会との協議の制度において、主務大臣は事業再構築等関連措置が競争に及ぼす影響等について意見を述べるものとともに、主務大臣及び公正取引委員会は所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする旨の修正をする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十三年度一般会計予算において、事業再構築等促進円滑化業務関連費が株式会社日本政策金融公庫出資金及び補助金一億二千万円の内数として計上されているほか、事業引継ぎ支援体制の整備費等関連費が中小企業経営支援等に対する計画の認定制度を創設し、認定事業者に対し金融及び税制等の支援措置を講じることによる財政融資資金勘定において一千億円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年四月二十七日

経済産業委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

(小字及び
は修正)

第十三条第一項中「同一の業種に属する事業を営む」を削り、「他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る」を削り、「必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る」を「当該に、「が当該送付に係る事業再構築に係る業種、経営資源再活用に係る他の事業者から承継する事業の属する事業分野、経営資源融合に係る事業の属する事業分野又は資源生産性革新に係る業種(以下この項において「事業再構築業種等」という。)における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする」を「が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。」に、「当該事業再構築業種等」を「○当該事業分野」に、「当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を「当該意見」を「主務大臣の意見」に改め、同条を述べるとともに、

第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第二項とする。

² 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

官 報 (号 外)

第一種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

平成二十三年四月二十八日 衆議院会議録第十七号

発行所
二東京一 番四都〇 立四都港一 行政法人國立一 印刷局目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 三三四五円 三三〇円